

ボスカリド (案)

1. 品目名：ボスカリド (Boscalid)

2. 用途：殺菌剤

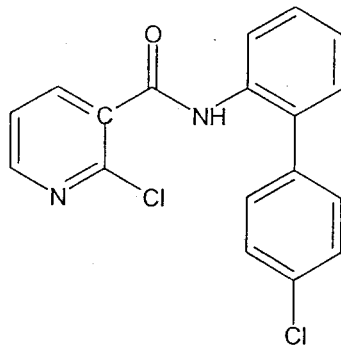
アニリド系化合物の殺菌剤であり、ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素複合体の電子伝達を阻害することで作用すると考えられている。

3. 化学名：

2-chloro-*N*-(4'-chlorobiphenyl-2-yl)nicotinamide (IUPAC)

2-chloro-*N*-(4'-chloro[1,1'-biphenyl]-2-yl)-3-pyridinecarboxamide (CAS)

4. 構造式及び物性



分子式	$C_{18}H_{12}Cl_2N_2O$
分子量	343.21
水溶解度	4.64mg/L (20°C/脱イオン水)
分配係数	$\log_{10}Pow = 2.96$ (21°C)

(メーカー提供資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名、**使用時期**となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

また、今回、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づき、大麦及びセロリに係る残留基準の設定が要請されている。

(1) 国内での使用方法

① 50.0% ボスカリド ドライフロアブル

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ボスカリドを 含む農薬の 総使用回数
大粒種 ぶどう	灰色かび病 すす点病	1000～ 1500 倍	200～700 L/10a	収穫 7 日前 まで	3 回以内	散布	3 回以内
いちご	灰色かび病						
トマト ミニトマト	灰色かび病 菌核病 葉かび病						
なす	灰色かび病 菌核病 すすかび病						
きゅうり	灰色かび病 菌核病 褐斑病						
メロン すいか	菌核病	1000～ 1500 倍	100～300 L/10a	収穫 14 日前 まで	1 回	散布	1 回
にんじん	黒葉枯病 斑点病						
レタス	灰色かび病 菌核病						
非結球 レタス							
キャベツ	菌核病	1500 倍		収穫 7 日前 まで	2 回以内		2 回以内
たまねぎ	灰色かび病 灰色腐敗病	1000～ 1500 倍		収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内
あずき	灰色かび病 菌核病			収穫 7 日前 まで			
いんげん まめ				収穫 21 日前 まで			
らっきょう	灰色かび病	1500 倍	200～700 L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内
ピーマン		1000～ 1500 倍					
かんきつ		1500 倍					
ししとう	黒枯病 灰色かび病	1000～ 1500 倍	100～300 L/10a	収穫前日 まで	2 回以内	散布	2 回以内
さやえんどう	灰色かび病	1000 倍					
くきちしゃ	灰色かび病 菌核病	1000～ 1500 倍					
だいず	菌核病	1500 倍					
				収穫 7 日前 まで	3 回以内		3 回以内

② 9.1%ピラクロストロビン・18.2%ボスカリド水和剤 (SE 剤)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピラクロストロビンを含む農薬の総使用回数	ボスカリドを含む農薬の総使用回数
りんご	斑点落葉病 黒星病 うどんこ病 黒点病 炭疽病 褐斑病	2500倍	200~700 L/10a	収穫前日 まで	3回 以内	散布	3回以内	3回以内
なし	黒斑病 黒星病 うどんこ病 輪紋病							
おうとう	灰星病	2000倍						

③ 6.8%ピラクロストロビン・13.6%ボスカリド顆粒水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピラクロストロビンを含む農薬の総使用回数	ボスカリドを含む農薬の総使用回数	
りんご	斑点落葉病 黒星病 褐斑病 炭疽病 すす点病 すす斑病 輪紋病 黒点病 うどんこ病	2000倍	200~700 L/10a	収穫前日 まで	3回 以内	散布	3回以内	3回以内	
なし	黒斑病 黒星病 輪紋病 うどんこ病 炭疽病								
おうとう	灰星病 炭疽病 黒斑病 褐色せん孔病 幼果菌核病								
もも ネクタリン	灰星病 柱腐敗病 黒星病								2回 以内
大粒種ぶどう	晩腐病			収穫7日前まで	3回 以内		3回以内	3回以内	3回以内
かんきつ (みかんを 除く)	そうか病 黒点病 灰色かび病			収穫14日前 まで					
みかん				収穫45日前 まで					
かき	落葉病 炭疽病 うどんこ病			収穫前日 まで	2回 以内		2回以内	2回以内	2回以内
小粒核果類 (すももを 除く)	黒星病			収穫7日前 まで					
すもも	黒星病 灰星病								

④ 6.7%ピラクロストロビン・26.7%ボスカリド顆粒水和剤

作物名	適用 病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ピラクロストロビン を含む農薬の 総使用回数	ボスカリドを 含む農薬の 総使用回数
なす	すすかび病	1500倍	100～ 300L/10a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内	3回以内
すいか	炭疽病 うどんこ病 つる枯病							
かぼちゃ	うどんこ病							

(2) 海外での使用方法

① 70%ボスカリド水和剤

作物名	適用 病害虫名	本剤使用量	本剤の 使用回数	本剤の年間 使用量	使用時期 (PHI)
セロリ	斑点落葉病 Ascochyta leaf spot 根腐れ病 うどんこ病	329～658 mL/ha	2回以内	1316mL/ha	0日
	ボトリティス腐敗病 菌核病	512～658 mL/ha			

② 23.3%ボスカリド+6.7%エポキシコナゾール水和剤

作物名	適用 病害虫名	本剤使用量	本剤の 使用回数	使用時期 (PHI)
大麦	網斑病 雲形病 さび病 うどんこ病 眼紋病	1.5L/ha	2回以内	35日

6. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ ボスカリド

② 分析法の概要

試料からメタノールで抽出し、多孔性けいそう土カラム、シリカゲルミニカラム等で精製した後、GC (NPD) で定量する。

定量限界:0.005～0.5 ppm

(2) 作物残留試験結果

① ぶどう (大粒種)

ぶどう (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、50.0%ドライフロアブルの 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (300、400L/10a) したところ、散布後 7~21 日の最大残留量^{注1)}は 4.30、5.20 ppm であった。

② いちご

いちご (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、50.0%ドライフロアブルの 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (250、156.5L/10a) したところ、散布後 1~7 日の最大残留量^{注1)}は 7.28、2.04 ppm であった。

③ トマト

トマト (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、50.0%ドライフロアブルの 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (200L/10a) したところ、散布後 1~7 日の最大残留量^{注1)}は 0.852、1.09 ppm であった。

④ なす

なす (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、50.0%ドライフロアブルの 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (183、200L/10a) したところ、散布後 1~7 日の最大残留量^{注1)}は 0.610、0.932 ppm であった。

⑤ きゅうり

きゅうり (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、50.0%ドライフロアブルの 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (250、200L/10a) したところ、散布後 1~7 日の最大残留量^{注1)}は 1.00、2.10 ppm であった。

⑥ たまねぎ

たまねぎ (鱗茎) を用いた作物残留試験 (2 例) において、50.0%ドライフロアブルの 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (150L/10a) したところ、散布後 1~14 日の最大残留量^{注1)}は 0.006、0.067 ppm であった。

⑦ 小豆

小豆 (乾燥子実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、50.0%ドライフロアブルの 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (150L/10a) したところ、散布後 6~21 日の最大残留量^{注1)}は 0.126、0.136 ppm であった。

⑧ いんげん

いんげん (乾燥子実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、50.0%ドライフロアブルの 1,000 倍希釈液を 2 回散布 (150L/10a) したところ、散布後

21～45日の最大残留量^{注1)}は0.340、0.452 ppmであった。

⑨ メロン

メロン（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を3回散布（600、250L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は0.034、<0.005 ppmであった。ただし、600L/10aの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

⑩ すいか

すいか（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を3回散布（300、200L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は0.042、0.039 ppmであった。

⑪ レタス

レタス（茎葉）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を1回散布（200L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は0.87、2.29 ppmであった。

⑫ キャベツ

キャベツ（葉球）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,500倍希釈液を2回散布（200L/10a）したところ、散布後7～14日の最大残留量^{注1)}は0.50、0.92 ppmであった。

⑬ ピーマン

ピーマン（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を3回散布（200L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は3.56、2.03 ppmであった。

⑭ ミニトマト

ミニトマト（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を3回散布（150～300L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は2.91、1.74 ppmであった。

⑮ 温州みかん

温州みかん（果肉）を用いた作物残留試験（3例）において、50.0%ドライフロアブルの1,500倍希釈液を3回散布（500、350～400、1000L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は0.38、0.16、0.37 ppmであった。ただし、1000L/10aの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

温州みかん（果皮）を用いた作物残留試験（3例）において、50.0%ドライフロアブルの1,500倍希釈液を3回散布（500、350～400、1000L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は11.5、12.2、29.3 ppmであった。ただし、1000L/10aの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

⑯ なつみかん

なつみかん（果実全体）を用いた作物残留試験（1例）において、50.0%ドライフロアブルの1,500倍希釈液を3回散布（478.5L/10a）したところ、散布後14～42日の最大残留量^{注1)}は3.52 ppmであった。

なつみかん（果実全体）を用いた作物残留試験（1例）において、50.0%ドライフロアブルの1,500倍希釈液を3回散布（400L/10a）したところ、散布後14～42日の最大残留量^{注1)}は2.85 ppmであった。

⑰ すだち

すだち（果実）を用いた作物残留試験（1例）において、50.0%ドライフロアブルの1,500倍希釈液を3回散布（400L/10a）したところ、散布後14～42日の最大残留量^{注1)}は2.77 ppmであった。

⑱ かぼす

かぼす（果実）を用いた作物残留試験（1例）において、50.0%ドライフロアブルの1,500倍希釈液を3回散布（400L/10a）したところ、散布後14～42日の最大残留量^{注1)}は2.26 ppmであった。

⑲ サラダ菜

サラダ菜（茎葉）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を1回散布（300、200L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は9.5、11.4 ppmであった。

⑳ リーフレタス

リーフレタス（茎葉）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を1回散布（250、200L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は4.0、2.4 ppmであった。

㉑ らっきょう

らっきょう（鱗茎）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000～1,500倍希釈液を3回散布（150L/10a）したところ、散布後1～3日の最大残留量^{注1)}は<0.1、<0.1 ppmであった。

②② にんじん

にんじん（根部）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を3回散布（150、120～150L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は0.28、0.06 ppmであった。

②③ ししとう

ししとう（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を2回散布（300L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は5.4、7.9 ppmであった。

②④ さやえんどう

さやえんどう（さや（花梗）を除く）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を2回散布（300L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は1.3、1.8 ppmであった。

②⑤ くきちしゃ

くきちしゃ（茎葉）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,000倍希釈液を2回散布（300L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は0.59、0.92 ppmであった。

②⑥ だいず

だいず（乾燥子実）を用いた作物残留試験（2例）において、50.0%ドライフロアブルの1,500倍希釈液を3回散布（150L/10a）したところ、散布後7～28日の最大残留量^{注1)}は0.03、0.57 ppmであった。

②⑦ りんご

りんご（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、18.2%水和剤の2,500倍希釈液を3回散布（625、600L/10a）したところ、散布後1～14日の最大残留量^{注1)}は0.376、0.560 ppmであった。

②⑧ なし

なし（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、18.2%水和剤の2,500倍希釈液を3回散布（300～400L/10a）したところ、散布後1～14日の最大残留量^{注1)}は0.532、0.435 ppmであった。

②⑨ おうとう

おうとう（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、18.2%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（400L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は1.28、0.84 ppmであった。

③⑩ もも

もも（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、18.2%水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（300L/10a）したところ、散布後1～21日の最大残留量^{注1)}は0.036、0.013 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

もも（果皮）を用いた作物残留試験（2例）において、18.2%水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（300L/10a）したところ、散布後1～21日の最大残留量^{注1)}は9.28、1.74 ppmであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

③⑪ ネクタリン

ネクタリン（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、13.6%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（400、500L/10a）したところ、散布後1～14日の最大残留量^{注1)}は0.48、0.84 ppmであった。

③⑫ かき

かき（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、13.6%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（300L/10a）したところ、散布後1～21日の最大残留量^{注1)}は0.16、0.46 ppmであった。

③⑬ うめ

うめ（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、13.6%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（500、700L/10a）したところ、散布後7～28日の最大残留量^{注1)}は1.03、1.36 ppmであった。

③⑭ すもも

すもも（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、13.6%顆粒水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（400L/10a）したところ、散布後7～28日の最大残留量^{注1)}は<0.05、<0.05 ppmであった。

③⑮ かぼちゃ

かぼちゃ（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、26.7%顆粒水和剤の1,500倍希釈液を3回散布（300L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は0.45、0.22 ppmであった。

なお、これらの試験結果の概要については、別紙1-1を参照。また、海外における作物残留試験結果については、別紙1-2を参照。

注 1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）

注 2) 適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

8. 乳牛における残留試験結果

乳牛に対して飼料中濃度として0、1.5、4.5、18 ppmに相当する量のボスカリドを28日間にわたり混餌投与し、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳に含まれるボスカリド及び代謝物B（2-クロロ-N-(4'-クロロ-5-ヒドロキシ-ビフェニル-2-イル)ニコチンアミド）含量を測定した。（定量限界：各成分とも臓器 0.025ppm、乳 0.01ppm）。結果については表1のとおり。

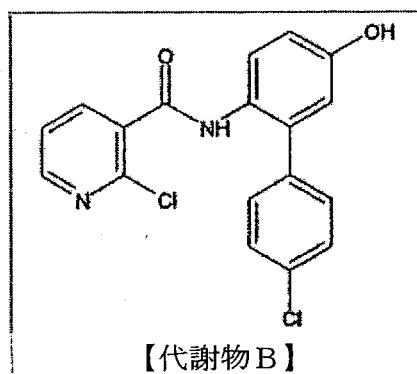


表1. 組織中の最大残留 (ppm) ※

	1.5ppm 投与群	4.5ppm 投与群	18ppm 投与群
筋肉	<0.05	<0.05	0.053
脂肪	0.059	0.105	0.268
肝臓	<0.05	0.057	0.177
腎臓	<0.05	0.074	0.236
牛乳	<0.02	0.023	0.096

※ボスカリド及び代謝物Bをボスカリドに換算したものの和。

9. 産卵鶏における残留試験結果

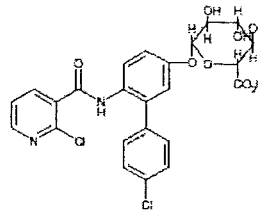
産卵鶏における移行性試験は実施されていないが、別途代謝試験が実施されている。産卵鶏に対して¹⁴Cで標識したボスカリド（飼料中濃度として12.5 ppmに相当する量）を10日間投与し、筋肉、脂肪、肝臓及び鶏卵中に含まれるボスカリド及び各代謝物の同定を行った（定量限界：筋肉及び肝臓 0.0008 ppm、脂肪 0.0007 ppm、鶏卵 0.0011 ppm）。結果については表2のとおり。

表 2. 組織中放射能濃度

	脂肪 ppm (%TRR)	肝臓 ppm (%TRR)	鶏卵 ppm (%TRR)
ボスカリド (親化合物)	0.0233 (93.32)	N. D.	0.0196 (35.48)
代謝物 B	N. D.	0.0094 (5.55)	0.0149 (26.90)
代謝物 C	N. D.	N. D.	0.0108 (17.32)
代謝物 U	N. D.	0.0214 (12.71)	N. D.
代謝物 F 51	N. D.	0.0366 (21.69)	N. D.
代謝物 F 52	N. D.	0.0710 (42.09)	N. D.
代謝物 F 54	N. D.	N. D.	0.0013 (1.89)

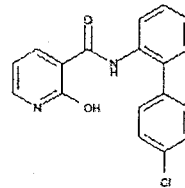
【代謝物 C】

4'-chloro-6-{{(2-chloro-3-pyridinyl)
carbonyl} amino} biphenyl-3-yl
glycopyranosiduronic acid
(代謝物 B のグルクロン酸抱合体)



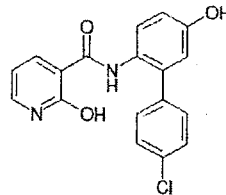
【代謝物 U】

N-(4'-chlorobiphenyl-2-yl)-2-
hydroxynicotinamide



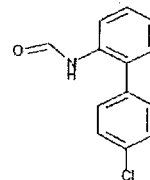
【代謝物 F 51】

N-(4'-chloro-5-hydroxybiphenyl-2-
yl)-2-hydroxynicotinamide



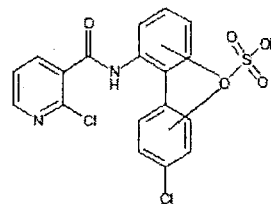
【代謝物 F 52】

4-chloro-2'-(formylamino)-biphenyl



【代謝物 F 54】

2-chloro-*N*-(4'-chloro-?-
sulfooxybiphenyl-2-yl) nicotinamide



10. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209003号により食品安全委員会あて意見を求めたボスカリドに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：4.4 mg/kg 体重/day

（動物種）ラット

（投与方法）混餌

（試験の種類）慢性毒性試験

（期間）2年間

安全係数：100

ADI：0.044 mg/kg 体重/day

11. 諸外国における状況

2006年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されており、りんご、ぶどう等に国際基準が設定されている。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしよ、セロリ等に、カナダにおいてリーフレタス、もも等に、EUにおいて穀類、仁果果実等に、オーストラリアにおいてりんご、畜産物等に、ニュージーランドにおいてぶどう、キウイ等に基準値が設定されている。

12. 基準値案

（1）残留の規制対象物質

ボスカリド本体とする。ただし、畜産物にあつては、ボスカリド及び代謝物B（グルクロン酸抱合体を含む）をボスカリドに換算したものの和とする。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、農産物中の暴露評価対象物質としてボスカリド（親化合物のみ）と設定されている。

（2）基準値案

別添2のとおりである。

（3）暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のボスカリドが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADI

に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	EDI/ADI (%) ^{注)}
国民平均	39.2
幼小児 (1~6歳)	76.1
妊婦	29.8
高齢者 (65歳以上)	39.2

注) 作物残留試験成績がある食品についてはEDI試算、それ以外の食品についてはTMDI試算(基準値案×摂取量)を行った。

なお、高齢者については畜産物、妊婦については家さんの卵類の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

ボスカリド 作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【ボスカリド】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ぶどう(大粒種) (果実)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 300, 400L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: 4.30 圃場B: 5.20
いちご (果実)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 250, 156.5L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 7.28 圃場B: 2.94
トマト (果実)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.852 圃場B: 1.09
なす (果実)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 183, 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.610 圃場B: 0.932
きゅうり (果実)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 250, 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 1.00 圃場B: 2.10
たまねぎ (鱗茎)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 150L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A: 0.006 圃場B: 0.067
小豆 (乾燥子実)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 150L/10a	3回	7, 14, 20日 6, 14, 21日	圃場A: 0.126 圃場B: 0.136
いんげん (乾燥子実)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 150L/10a	2回	21, 28, 35, 45日 21, 28, 35, 42日	圃場A: 0.340 圃場B: 0.452 (2回, 28日)
メロン (果肉)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 600, 250L/10a	3回	1, 3, 4, 7日	圃場A: 0.034 (3回, 1日) (#) 圃場B: <0.005 (3回, 1日)
すいか (果肉)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 300, 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.042 (3回, 3日) 圃場B: 0.039
レタス (茎葉)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 200L/10a	1回	14, 21, 28日	圃場A: 0.87 圃場B: 2.29 (1回, 21日)
キャベツ (葉球)	2	50.0%トライフロアブル	1500倍散布 200L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A: 0.50 圃場B: 0.92
ピーマン (果実)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 3.56 圃場B: 2.03
ミニトマト (果実)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 150~300, 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 2.91 圃場B: 1.74
温州みかん (果肉)	3	50.0%トライフロアブル	1500倍散布 500, 350~400, 1000L/10a	3回	14, 21, 28日	圃場A: 0.38 (3回, 14日) 圃場B: 0.16 (3回, 28日) 圃場C: 0.37 (3回, 21日) (#)
温州みかん (果皮)	3	50.0%トライフロアブル	1500倍散布 500, 350~400, 1000L/10a	3回	14, 21, 28日	圃場A: 11.5 (3回, 28日) 圃場B: 12.2 (3回, 21日) 圃場C: 29.3 (3回, 14日) (#)
なつみかん (果実全体)	1	50.0%トライフロアブル	1500倍散布 478.5L/10a	3回	14, 28, 42日	圃場A: 3.52
なつみかん (果実全体)	1	50.0%トライフロアブル	1500倍散布 400L/10a	3回	14, 28, 42日	圃場A: 2.85
すだち (果実)	1	50.0%トライフロアブル	1500倍散布 400L/10a	3回	14, 28, 42日	圃場A: 2.77
かぼす (果実)	1	50.0%トライフロアブル	1500倍散布 400L/10a	3回	14, 28, 42日	圃場A: 2.26
サラダ菜 (茎葉)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 300, 200L/10a	1回	14, 21, 28日	圃場A: 9.5 圃場B: 11.4
リーフレタス (茎葉)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 250, 200L/10a	1回	14, 21, 28日	圃場A: 4.0 圃場B: 2.4
らっきょう (鱗茎)	2	50.0%トライフロアブル	1500, 1000倍散布 150L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: <0.1 圃場B: <0.1

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【ボスカリト】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
にんじん (根部)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 150, 120~150L/10a	3回	14, 21, 28日	圃場A:0.28 圃場B:0.06 (3回, 21日)
ししとう (果実)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 300L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A:5.4 圃場B:7.9
さやえんどう (さや(花梗を除く))	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 300L/10a	2回	1, 3, 7日	圃場A:1.3 圃場B:1.8
くきちしゃ (茎葉)	2	50.0%トライフロアブル	1000倍散布 300L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A:0.59 (3回, 14日) 圃場B:0.92
だいず (乾燥子実)	2	50.0%トライフロアブル	1500倍散布 150L/10a	3回	7, 14, 21, 28日	圃場A:0.03 (3回, 21日) 圃場B:0.57 (3回, 14日)
りんご (果実)	2	18.2%水和剤	2500倍散布 625, 600L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A:0.376 (3回, 7日) 圃場B:0.560
なし (果実)	2	18.2%水和剤	2500倍散布 A:300L/10a B:400L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A:0.532 圃場B:0.435
おうとう (果実)	2	18.2%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:1.28 圃場B:0.84
もも (果肉)	2	18.2%水和剤	2000倍散布 300L/10a	2回	1, 7, 14, 21日	圃場A:0.036 (2回, 7日) (#) 圃場B:0.013 (2回, 7日) (#)
もも (果皮)	2	18.2%水和剤	2000倍散布 300L/10a	2回	1, 7, 14, 21日	圃場A:9.28 (2回, 7日) (#) 圃場B:1.74 (2回, 7日) (#)
ネクタリン (果実)	2	13.6%顆粒水和剤	2000倍散布 400, 500L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場A:0.48 (2回, 7日) 圃場B:0.84
かき (果実)	2	13.6%顆粒水和剤	2000倍散布 300L/10a	2回	1, 7, 14, 21日	圃場A:0.16 (2回, 7日) 圃場B:0.46
うめ (果実)	2	13.6%顆粒水和剤	2000倍散布 500, 700L/10a	2回	7, 21, 28日	圃場A:1.03 圃場B:1.36
すもも (果実)	2	13.6%顆粒水和剤	2000倍散布 400L/10a	2回	7, 14, 21, 28日	圃場A:<0.05 圃場B:<0.05
かぼちゃ (果実)	2	26.7%顆粒水和剤	1500倍散布 300L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:0.45 圃場B:0.22

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ボスカリド 海外作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
セロリ (茎葉)	12	70.0%水和剤	187-188 g/ai/ha	2回	0, 7, 14日	圃場A: 12.9
			183-185 g/ai/ha			圃場B: 17.0
			183-186 g/ai/ha			圃場C: 9.72
			185-188 g/ai/ha			圃場D: 7.92
			183-185 g/ai/ha			圃場E: 5.02
			178-179 g/ai/ha			圃場F: 8.36
			185-190 g/ai/ha			圃場G: 2.66
			183-190 g/ai/ha			圃場H: 1.80
			172-183 g/ai/ha			圃場I: 2.00
			178-182 g/ai/ha			圃場J: 6.61
			181 g/ai/ha			圃場K: 19.0
			181-184 g/ai/ha			圃場L: 11.6
			大麦 (玄麦)			10
35, 42日	圃場B: 0.239(42日)					
36, 43日	圃場C: 1.052					
35, 41, 51日	圃場D: <0.01					
35, 42日	圃場E: 0.890(42日)					
35, 42日	圃場F: 1.79(42日)					
35, 42日	圃場G: 1.29					
35, 42日	圃場H: 1.09(42日)					
35, 42日	圃場I: 1.25					
35, 42日	圃場J: 1.31					

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大麦	3		IT		3 EU	【<0.01-1.79(n=10)EU大 麦】
大豆	2	0.1	申			0.03, 0.57
小豆類	2.5	2.5	○			0.126, 0.136(小豆) 0.340, 0.452(いんげん)
えんどう	2.5	2.5				
そら豆	2.5	2.5				
らつかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	2.5	2.5				
ばれいしよ	0.05	0.05				
さといも類	0.05	0.05				
かんしよ	0.05	0.05				
やまいも	0.05	0.05				
その他のいも類	0.05	0.05				
かぶ類の葉	10	10				
西洋わさび	0.7	0.7				
はくさい	3.0	3.0				
キャベツ	3.0	3.0	○			0.50, 0.92
芽キャベツ	3.0	3.0				
ケール	18	18				
こまつな	18	18				
きょうな	18	18				
チンゲンサイ	18	18				
カリフラワー	3.0	3.0				
ブロッコリー	3.0	3.0				
その他のあぶらな科野菜	18	18				
ごぼう	0.7	0.7				
サルシフィー	0.7	0.7				
レタス	20	11	○申			0.87, 2.29(レタス) 9.5, 11.4(サラダ菜) 4.0, 2.4(リーフレタス)
その他のきく科野菜	2	0.7	申			0.59, 0.92(きくちしゃ)
たまねぎ	3.0	3.0				0.006, 0.067
ねぎ	3.0	3.0				
にんにく	3.0	3.0				
にら	3.0	3.0				
その他のゆり科野菜	3.0	3.0	○			<0.1, <0.1(らっきょう)
にんじん	0.7	0.7	○			0.28, 0.06
パースニップ	0.7	0.7				
セロリ	25		IT		45 アメリカ	【1.80-19.0(n=12)(米国セロ リ)】
その他のせり科野菜	0.7	0.7				
トマト	5	5	○			0.852, 1.09(トマト) 2.91, 1.74(ミニトマト)
ピーマン	10	10	○			3.56(\$), 2.03
なす	2	2	○			0.610, 0.932
その他のなす科野菜	15	1.2	申			5.4, 7.9(ししとう)
きゅうり	5	5	○			1.00, 2.10
かぼちや	1.6	1.6	○			0.45, 0.22
しろり	1.6	1.6				
すいか	1.6	1.6	○			0.042, 0.039
メロン類果実	1.6	1.6	○			0.034(#), <0.005
まくわうり	1.6	1.6				
その他のうり科野菜	1.6	1.6				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たけのこ	1.6	1.6				
しょうが	0.05	0.05				
未成熟えんどう	5	1.6	申			1.3, 1.8(さやえんどう)
未成熟いんげん	1.6	1.6				
えだまめ	2.0	2.0				
その他の野菜	1.6	1.6				
みかん	1	1	○			0.38, 0.16, 0.37(#)
なつみかんの果実全体	10	10	○			3.52 / 2.85
レモン	10	10	○			(なつみかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	10	10	○			(なつみかん参照)
グレープフルーツ	10	10	○			(なつみかん参照)
ライム	10	10	○			(なつみかん参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○			2.77(すだち) 2.26(かぼす) (なつみかん参照)
りんご	3.0	3.0	○	2		0.376, 0.560
日本なし	3.0	3.0	○			0.532, 0.435
西洋なし	3.0	3.0	○			
マルメロ	3.0	3.0				
びわ	3.0	3.0				
もも	0.2	1.7	○	3		0.036(#), 0.013(#)(果肉) 9.28, 1.74(果皮)
ネクタリン	3	1.7	○	3		0.48, 0.84
あんず(アブリコットを含む)	3	1.7	申	3		(うめ参照)
すもも(プルーンを含む)	3	1.7	申	3		<0.05, <0.05
うめ	3		申	3		1.03, 1.36
おうとう(チェリーを含む)	3	3	○	3		1.28, 0.84
いちご	15	15	○			7.28(\$), 2.94
ラズベリー	3.5	3.5				
ブラックベリー	3.5	3.5				
ブルーベリー	3.5	3.5				
ハuckleベリー	3.5	3.5				
その他のベリー類果実	3.5	3.5				
ぶどう	10	10	○	5		4.30, 5.20
かき	1		申			0.16, 0.46
バナナ	0.2			0.2		
その他の果実	1.2	1.2				
ひまわりの種子	0.60	0.60				
なたね	3.5	3.5				
ぎんなん	0.05			0.05		
くり	0.70	0.70		0.05		
ペカン	0.70	0.70		0.05		
アーモンド	0.70	0.70		0.05		
くるみ	0.70	0.70		0.05		
その他のナッツ類	1	0.70		1		
コーヒー豆	0.05			0.05		
ホップ	35	35				
みかんの果皮		40	○			11.5, 12.2, 29.3(#)(みかんの果皮)
その他のスパイス(みかんの果皮を除く。)		2.5				
その他のスパイス	40		○			11.5, 12.2, 29.3(#)(みかんの果皮)
スペアミント		30				
ペパーミント		30				
その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く)		18				
その他のハーブ	30					

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.10	0.10				
豚の筋肉	0.05	0.05				
羊の筋肉	0.10	0.10				
馬の筋肉	0.10	0.10				
山羊の筋肉	0.10	0.10				
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	0.05				
牛の脂肪	0.30	0.30				
豚の脂肪	0.10	0.10				
羊の脂肪	0.30	0.30				
馬の脂肪	0.30	0.30				
山羊の脂肪	0.30	0.30				
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.1	0.1				
牛の肝臓	0.35	0.35				
豚の肝臓	0.10	0.10				
羊の肝臓	0.35	0.35				
馬の肝臓	0.35	0.35				
山羊の肝臓	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	0.05				
牛の腎臓	0.35	0.35				
豚の腎臓	0.10	0.10				
羊の腎臓	0.35	0.35				
馬の腎臓	0.35	0.35				
山羊の腎臓	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	0.05				
牛の食用部分	0.35	0.35				
豚の食用部分	0.10	0.10				
羊の食用部分	0.35	0.35				
馬の食用部分	0.35	0.35				
山羊の食用部分	0.35	0.35				
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	0.05				
乳	0.10	0.10				
鶏の筋肉	0.05	0.05				
鶏の脂肪	0.05	0.05				
鶏の肝臓	0.10	0.10				
鶏の腎臓	0.10	0.10				
鶏の食用部分	0.10	0.10				
鶏の卵	0.02	0.02				
らつかせい油(※1)	0.15	0.15				
なたね油(※2)	5.0	5.0				
干しぶどう	10	8.5		10		

※1 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。

※2 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ボスカリド推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民平均 TMDI	国民平均 EDI	幼児 (1~6歳) TMDI	幼児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
大麦	3	1.05	17.7	6.2	0.3	0.1	0.9	0.3	10.8	3.8
大豆	2	0.3	112.2	16.8	67.4	10.1	91.0	13.7	117.6	17.6
小豆類	2.5	● 2.5	3.5	3.5	1.3	1.3	0.3	0.3	6.8	6.8
えんどう	2.5	● 2.5	0.8	0.8	0.3	0.3	0.8	0.8	1.0	1.0
そら豆	2.5	● 2.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	1.0	1.0
らつかせい	0.05	● 0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の豆類	2.5	● 2.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
ばれいしょ	0.05	● 0.05	1.8	1.8	1.1	1.1	2.0	2.0	1.4	1.4
さといも類 (やつがしらを含む)	0.05	● 0.05	0.6	0.6	0.3	0.3	0.4	0.4	0.9	0.9
かんしょ	0.05	● 0.05	0.8	0.8	0.9	0.9	0.7	0.7	0.8	0.8
やまいも (長いも)	0.05	● 0.05	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2
その他のいも類	0.05	● 0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
かぶ類の葉	10	● 10	5.0	5.0	1.0	1.0	3.0	3.0	11.0	11.0
西洋わさび	0.7	● 0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
はくさい	3.0	● 3.0	88.2	88.2	30.9	30.9	65.7	65.7	95.1	95.1
キャベツ	3.0	● 3.0	68.4	68.4	29.4	29.4	68.7	68.7	59.7	59.7
芽キャベツ	3.0	● 3.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
ケール	18	● 18	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
ごまつな	18	● 18	77.4	77.4	36.0	36.0	28.8	28.8	106.2	106.2
きょうな	18	● 18	5.4	5.4	1.8	1.8	1.8	1.8	5.4	5.4
チンゲンサイ	18	● 18	25.2	25.2	5.4	5.4	18.0	18.0	34.2	34.2
カリフラワー	3.0	● 3.0	1.2	1.2	0.3	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2
ブロッコリー	3.0	● 3.0	13.5	13.5	8.4	8.4	14.1	14.1	12.3	12.3
その他のあぶらな科野菜	18	● 18	37.8	37.8	5.4	5.4	3.6	3.6	55.8	55.8
ごぼう	0.7	● 0.7	3.2	3.2	1.1	1.1	1.7	1.7	3.6	3.6
サルシフィー	0.7	● 0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む)	20	10.45	122.0	63.7	50.0	26.1	128.0	66.9	84.0	43.9
その他のきく科野菜	2	0.755	0.8	0.3	0.2	0.1	1.0	0.4	1.4	0.5
たまねぎ	3.0	0.285	90.9	8.6	55.5	5.3	99.3	9.4	67.8	6.4
ねぎ (リーキを含む)	3.0	● 3.0	33.9	33.9	13.5	13.5	24.6	24.6	40.5	40.5
にんにく	3.0	● 3.0	0.9	0.9	0.3	0.3	0.3	0.3	0.9	0.9
にら	3.0	● 3.0	4.8	4.8	2.1	2.1	2.1	2.1	4.8	4.8
その他のゆり科野菜	3.0	● 3.0	2.7	2.7	0.3	0.3	0.3	0.3	5.4	5.4
にんじん	0.7	● 0.7	17.2	17.2	11.4	11.4	17.6	17.6	15.6	15.6
パースニップ	0.7	● 0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セロリ	25	8.7	10.0	3.5	2.5	0.9	7.5	2.6	10.0	3.5
その他のせり科野菜	0.7	● 0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2

食品群	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民平均 TMDI	国民平均 EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
トマト	5	2.325	121.5	56.5	84.5	39.3	122.5	57.0	94.5	43.9
ピーマン	10	2.795	44.0	12.3	20.0	5.6	19.0	5.3	37.0	10.3
なす	2	0.771	8.0	3.1	1.8	0.7	6.6	2.5	11.4	4.4
その他のなす科野菜	15	6.65	3.0	1.3	1.5	0.7	1.5	0.7	4.5	2.0
きゅうり (ガーキンを含む)	5	1.55	81.5	25.3	41.0	12.7	50.5	15.7	83.0	25.7
かぼちや (スカッシュを含む)	1.6	● 1.6	15.0	15.0	9.3	9.3	11.0	11.0	18.4	18.4
しろうり	1.6	● 1.6	0.5	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	1.3	1.3
すいか	1.6	● 1.6	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
メロン類果実	1.6	● 1.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.16	0.2	0.5	0.5
まくわうり	1.6	● 1.6	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他のうり科野菜	1.6	● 1.6	0.8	0.8	0.2	0.2	3.7	3.7	1.1	1.1
たけのこ	1.6	● 1.6	3.2	3.2	1.1	1.1	4.2	4.2	2.7	2.7
しょうが	0.05	● 0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
未成熟えんどう	5	1.55	3.0	0.9	1.0	0.3	3.5	1.1	3.0	0.9
未成熟いんげん	1.6	● 1.6	3.0	3.0	1.9	1.9	2.9	2.9	2.9	2.9
えだまめ	2.0	● 2.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他の野菜	1.6	● 1.6	20.2	20.2	15.5	15.5	15.4	15.4	19.5	19.5
みかん	1	0.303	41.6	12.6	35.4	10.7	45.8	13.9	42.6	12.9
なつみかんの果実全体	10	3.185	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3
レモン	10	● 10	3.0	3.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	10	● 10	4.0	4.0	6.0	6.0	8.0	8.0	2.0	2.0
グレープフルーツ	10	● 10	12.0	12.0	4.0	4.0	21.0	21.0	8.0	8.0
ライム	10	● 10	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
その他のかんきつ類果実	10	2.77	4.0	1.1	1.0	0.3	1.0	0.3	6.0	1.7
りんご	3.0	● 3.0	105.9	105.9	108.6	108.6	90.0	90.0	106.8	106.8
日本なし	3.0	● 3.0	15.3	15.3	13.2	13.2	15.9	15.9	15.3	15.3
西洋なし	3.0	● 3.0	0.30	0.3	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.3
マルメロ	3.0	● 3.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
びわ	3.0	● 3.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
もも	0.2	0.025	0.1	0.0	0.1	0.0	0.8	0.1	0.0	0.0
ネクタリン	3	● 3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
アンズ (アブリコットを含む)	3	● 3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
すもも (ブルーを含む)	3	● 3	0.6	0.6	0.3	0.3	4.2	4.2	0.6	0.6
うめ	3	1.195	3.3	1.3	0.9	0.4	4.2	1.7	4.8	1.9
おうとう (チェリーを含む)	3	1.06	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
いちご	15	5.11	4.5	1.5	6.0	2.0	1.5	0.5	1.5	0.5
ラズベリー	3.5	● 3.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
ブラックベリー	3.5	● 3.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
ブルーベリー	3.5	● 3.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
ハuckleベリー	3.5	● 3.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
その他のベリー類果実	3.5	● 3.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

食品群	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民平均 TMDI	国民平均 EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
ぶどう	10	4.75	58.0	27.6	44.0	20.9	16.0	7.6	38.0	18.1
かき	1	0.31	31.4	9.7	8.0	2.5	21.5	6.7	49.6	15.4
バナナ	0.2	0.05	2.5	0.6	2.3	0.6	1.7	0.4	3.5	0.9
その他の果実	1.2	● 1.2	4.7	4.7	7.1	7.1	1.7	1.7	2.0	2.0
ひまわりの種子	0.60	● 0.60	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
なたね	3.5	● 3.5	29.4	29.4	17.5	17.5	28.7	28.7	18.6	18.6
ぎんなん	0.05	● 0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
くり	0.70	● 0.70	0.5	0.5	0.9	0.9	0.1	0.1	0.6	0.6
ペカン	0.70	● 0.70	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
アーモンド	0.70	● 0.70	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
クルミ	0.70	● 0.70	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のナッツ類	1	0.27	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
コーヒー豆	0.05	● 0.05	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
ホップ	35	● 35	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
その他のスパイス	40	17.7	4.0	1.8	4.0	1.8	4.0	1.8	4.0	1.8
その他のハーブ	30	● 30	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
陸棲哺乳類の肉類	0.35	0.35	20.1	20.1	11.5	11.5	21.2	21.2	20.1	20.1
陸棲哺乳類の乳類	0.10	0.10	14.3	14.3	19.7	19.7	18.3	18.3	14.3	14.3
家禽の肉類	0.10	0.10	2.0	2.0	1.9	1.9	1.6	1.6	2.0	2.0
家禽の卵類	0.02	0.02	0.8	0.8	0.6	0.6	0.8	0.8	0.8	0.8
計			1428.6	918.5	816.2	528.8	1150.4	730.0	1395.2	935.3
ADI比 (%)			60.9	39.2	117.4	76.1	47.0	29.8	58.5	39.2

●：個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値（案）の数値を用いた。
 高齢者については畜産物、妊婦については家きんの卵類の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。
 TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)
 EDI：推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成15年11月6日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定以来（新規：ぶどう、いちご及びトマト）
平成15年11月17日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成15年11月27日	食品安全委員会（要請事項説明）
平成15年12月24日	第4回農薬専門調査会
平成16年4月7日	第9回農薬専門調査会
平成16年4月15日	食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
平成16年5月20日	食品安全委員会（報告）
平成16年5月20日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成16年5月21日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成16年5月26日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成16年6月16日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
平成16年12月16日	残留農薬基準告示
平成17年1月17日	初回農薬登録
<hr/>	
平成17年8月12日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：ピーマン、ミニトマト、温州みかん等）
平成17年8月23日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成17年9月1日	食品安全委員会
平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成17年12月14日	第39回農薬専門調査会
平成18年7月18日	厚生労働大臣より残留農薬基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
平成18年7月20日	食品安全委員会（要請事項説明）
平成18年8月28日	第2回農薬専門調査会幹事会
平成18年9月7日	食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
平成18年10月4日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成18年10月11日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成18年10月26日	食品安全委員会（報告）
平成18年10月26日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成18年12月18日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
平成19年2月27日	残留農薬基準告示

- 平成20年10月24日 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係わる連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：ししとう、かき、うめ、すもも等）
- 平成20年12月9日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成20年12月11日 食品安全委員会（要請事項説明）
- 平成20年2月19日 インポートトレランス申請（セルリー及び大麦）
- 平成20年2月24日 第48回農薬専門調査会幹事会
- 平成20年3月19日 食品安全委員会（報告）
- 平成20年3月19日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成21年7月22日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 平成21年8月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
[委員]

- 青木 宙 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
- 生方 公子 北里大学北里生命科学研究所病原微生物分子疫学研究室教授
- 大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所副所長
- 尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- 加藤 保博 財団法人残留農薬研究所理事
- 斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授
- 佐々木 久美子 元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
- 志賀 正和 元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
- 豊田 正武 実践女子大学生生活科学部食生活科学科教授
- 松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
- 山内 明子 日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
- 山添 康 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
- 吉池 信男 青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
- 由田 克士 国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェクトリーダー
- 鰐淵 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

ボスカリド

食品名	残留基準値
	DDM
大麦	3
大豆	2
レタス	20
その他のきく科野菜(注1)	2
セロリ	25
その他のなす科野菜(注2)	15
未成熟えんどう	5
もも	0.2
ネクタリン	3
あんず(アプrikottを含む)	3
すもも(プルーンを含む)	3
うめ	3
かき	1
バナナ	0.2
ぎんなん	0.05
その他のナッツ類(注3)	1
コーヒード	0.05
その他のスパイス(注4)	40
その他のハーブ(注5)	30
牛の筋肉	0.10
豚の筋肉	0.05
羊の筋肉	0.10
馬の筋肉	0.10
山羊の筋肉	0.10
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.30
豚の脂肪	0.10
羊の脂肪	0.30
馬の脂肪	0.30
山羊の脂肪	0.30
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.10
牛の肝臓	0.35
豚の肝臓	0.10
羊の肝臓	0.35
馬の肝臓	0.35
山羊の肝臓	0.35
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.35
豚の腎臓	0.10
羊の腎臓	0.35
馬の腎臓	0.35
山羊の腎臓	0.35
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05
牛の食用部分	0.35
豚の食用部分	0.10
羊の食用部分	0.35
馬の食用部分	0.35
山羊の食用部分	0.35
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05
乳	0.10
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.10
鶏の腎臓	0.10
鶏の食用部分	0.10
鶏の卵	0.02
干しぶどう	10

※ 今回残留基準を設定するボスカリドとは、畜産物にあつては、ボスカリド、代謝物B[2-クロロ-N-(4'-クロロ-5-ヒドロキシ-ビフェニル-2-イル)ニコチンアミド]及び代謝物Bのグルクロン酸抱合体をボスカリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、ボスカリドのみをいうこと。

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

動物用医薬品評価書

豚サーコウイルス（2型）感染症（1型－2型キメラ）
（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン
ン（スバキシム PCV2 / スバキシム PCV2 FDAH）

2009年8月

食品安全委員会

目次

	頁
○審議の経緯	2
○食品安全委員会委員名簿	3
○食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿	3
○要約	4
I. 評価対象動物用医薬品の概要	5
1. 主剤	5
2. 効能・効果	5
3. 用法・用量	5
4. 添加剤等	5
5. 開発の経緯及び使用状況等	5
II. 安全性に係る知見の概要	6
1. ヒトに対する安全性	6
2. 豚に対する安全性	7
(1) 豚に対する安全性及びアジュバント消長試験	7
(2) 豚に対する臨床試験	8
3. その他	8
III. 食品健康影響評価	9
・ 別紙：検査値等略称	10
・ 参照	11

〈審議の経緯〉

- 2009年 4月 24日 農林水産大臣より製造販売の承認に係る食品健康影響評価について要請（21消安第627号）
厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第0424001号）
関係書類の接受
- 2009年 4月 30日 第284回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2009年 5月 15日 第110回動物用医薬品専門調査会
- 2009年 6月 25日 第291回食品安全委員会（報告）
- 2009年 6月 25日より 2009年 7月 24日 国民からの御意見・情報の募集
- 2009年 8月 4日 動物用医薬品専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告
- 2009年 8月 6日 第297回食品安全委員会（報告）
（同日付け農林水産大臣及び厚生労働大臣に通知）

〈食品安全委員会委員名簿〉

(2009年6月30日まで)

見上 彪 (委員長)
小泉 直子 (委員長代理)
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
廣瀬 雅雄
本間 清一

(2009年7月1日から)

小泉 直子 (委員長)
見上 彪 (委員長代理*)
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
廣瀬 雅雄
本間 清一

* : 2009年7月9日から

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿〉

(2008年4月1日から)

三森 国敏 (座長)	
井上 松久 (座長代理)	
青木 宙	寺本 昭二
今井 俊夫	頭金 正博
今田 由美子	戸塚 恭一
江馬 眞	中村 政幸
小川 久美子	能美 健彦
下位 香代子	山崎 浩史
津田 修治	吉田 緑
寺岡 宏樹	

(参考人)

澤田 純一

要 約

豚サーコウイルス (2型) 感染症 (1型-2型キメラ) (デキストリン誘導体アジュバント加) 不活化ワクチン (スパキシム PCV2、スパキシム PCV2 FDAH) について食品健康影響評価を実施した。

本製剤の主剤は、病原性を持たない豚サーコウイルス 1 型 (PCV1) のウイルスカプシドタンパク質をコードするオープンリーディングフレーム 2 (ORF2) を免疫原性のある豚サーコウイルス 2 型 (PCV2) の ORF2 に置換して作出した PK-15 細胞培養 1 型-2 型キメラ豚サーコウイルス cPCV 株であり、不活化されている。豚サーコウイルス感染症は人獣共通感染症とはみなされていない。

アジュバント等の添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の接種量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

また、アジュバント消長試験では、接種 84 日後においてアジュバントの残留は認められなかった。

以上のことから、本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

I. 評価対象動物用医薬品の概要

(スバキシシ PCV2 及びスバキシシ PCV2 FDAH は名称のみが異なる同一製剤 (一物多名称) である。)

1. 主剤 (参照 1)

主剤は、不活化 PK-15 細胞培養 1 型・2 型キメラ豚サーコウイルス cPCV1-2 株である。本製剤 2 mL (1 頭分) 中に不活化 PK-15 細胞培養 1 型・2 型キメラ豚サーコウイルス cPCV1-2 株が RP (相対力価) 1.0 以上含まれる。

2. 効能・効果 (参照 1)

豚サーコウイルス 2 型感染に起因する死亡豚及び発育不良豚の発生率の低減、増体量の低下の改善、臨床症状の改善及びウイルス血症の低減である。

3. 用法・用量 (参照 1)

3~5 週齢の子豚に 2 mL を 1 回、頸部筋肉内に注射する。

本評価結果に基づき、リスク管理機関において使用制限期間が設定されることとなっている。¹

4. 添加剤等 (参照 1)

本製剤 2 mL (1 頭分) 中にアジュバントとしてデキストリン誘導体アジュバント溶液 (デキストリン誘導体/ポリソルベート類、10 濃縮リン酸緩衝食塩液、硬化油、精製水) が 20 vol%、保存剤として 5 w/v% チメロサル溶液 (ホウ酸ナトリウム、チメロサル、エドト酸四ナトリウム (EDTA)、精製水) が 0.1 vol% 以下 (チメロサルとして 0.01 w/v% 以下)、溶剤としてヘペス加 MEM 溶液 (MEM、ヘペス (4-(2-hydroxyethyl)-1-piperazineethanesulfonic acid)、炭酸水素ナトリウム、精製水) (残量) が使用されている。²

5. 開発の経緯及び使用状況等 (参照 2~4)

豚サーコウイルスは非病原性と考えられている 1 型 (PCV1) と離乳後の発育不良及び消瘦などを主徴とする離乳後多臓器性発育不良症候群 (Postweaning Multisystemic Wasting Syndrome : PMWS) を引き起こす 2 型 (PCV2) に区別される。PCV2 は世界中に分布し、日本でも SPF 農場を含むほとんどの豚集団に浸潤しており、PCR による PCV2 の DNA 検出率が個体別で 82.7 % であった (2007 年) という報告もある。発生農場では、主に 7~15 週齢の豚の 5~20 % が発症し、致死率は最大 80 % を示し、養豚経営に甚大な被害を引き起こす。近年では PCV2 と豚皮膚炎腎症症候群 (Porcine Dermatitis Nephropathy Syndrome : PDNS) との関連も示唆されている。

アメリカにおいて、病原性を持たない PCV1 のウイルスカプシドタンパク質をコード

¹ 承認申請書では、使用上の注意においてと畜場出荷前 12 週間は使用しないこととしている。

² 本製剤の一部の添加剤等については、「食品安全委員会の公開について」(平成 15 年 7 月 1 日内閣府食品安全委員会決定) に基づき、「企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある」ことから、本評価書には具体的な物質名を記載していない。

するオープンリーディングフレーム 2 (ORF2) を免疫原性のある PCV2 の ORF2 に置換した 1 型-2 型キメラ豚サーコウイルス (1-2cPCV) cPCV1-2 株が作出され、豚において PCV2 感染に対する防御免疫を誘導することが示された。本製剤の主剤は、PCV2 に対する免疫原性を保持しつつも豚に対して安全である cPCV1-2 株を、PK-15 細胞を用いて増殖させ、バイナリエチレンイミンで不活化したものである。

本製剤は、2006 年 4 月にアメリカで承認され、2007 年にはタイ、2008 年にはフィリピン、ブラジル及びパナマで承認され使用されている。

II. 安全性に係る知見の概要

1. ヒトに対する安全性 (参照 1、5~22)

豚サーコウイルスの主要な宿主は豚であり、人獣共通感染症の病原体とは考えられていない。また、主剤である cPCV1-2 株は不活化されており、ヒトに対する病原性を持たない。(参照 1)

本製剤のアジュバントとして使用されているデキストリン誘導体アジュバント溶液は、デキストリン誘導体をポリソルベート類で溶解したものに硬化油を加えたものである。デキストリン誘導体は医薬品や化粧品、及び被包剤や増粘安定剤の用途で食品添加物として使用されている。また、表 1 に示すようにラット及びイヌで LD₅₀ が 2,000 mg/kg 体重以上であった (参照 5)。

不活化剤として使用されているバイナリエチレンイミンはチオ硫酸ナトリウムにより中和されており、過去に動物用医薬品専門調査会においてワクチン中の含有量等を考慮し、摂取による健康影響は無視できる範囲であると評価を行っている (参照 6)。

保存剤として使用されているチメロサル溶液中のホウ酸ナトリウムは食品中に含まれる物質で、動物実験では 13 mg/kg 体重/日以上の摂取により有害作用が報告されている (参照 7)。

溶剤として使用されているヘPes加MEM溶液中の炭酸水素ナトリウムは食品添加物として使用されており、JECFA において ADI を設定しない物質とされている (参照 8、9)。MEM (Minimum Essential Medium) については、主に無機塩類、ビタミン及びアミノ酸で構成され、これらの成分のうち塩化ナトリウム、塩化コリン、グルコース及びフェノールレッド以外は食品添加物としての使用が認められた物質である。塩化ナトリウム及びグルコースはともに通常食品として摂取されており、塩化コリンはヒト用医薬品として使用されており、表 1 に示すようにラット及びマウスで LD₅₀ が 3,000 mg/kg 体重以上であった (参照 10~14)。フェノールレッドは微量で pH 指示薬として使用され、食品安全委員会で過去に評価された動物用医薬品の添加剤として使用されている (参照 15)。また、ヘPesについては、*in vitro* 実験の生理的緩衝液に使用される物質で薬理作用を持たず、毒性が少なく、細胞培養液にもよく用いられる。また、表 1 に示すようにウズラにおいて LD₅₀ が 300 mg/kg 体重以上であった (参照 16~18)。

アジュバント中のポリソルベート類、硬化油及びリン酸緩衝食塩液、チメロサル溶液中のチメロサル及びエデト酸四ナトリウム (EDTA) は、いずれも過去に食品安全委員会で評価されている (参照 19~22)。

以上より、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の接種量を考慮すると、本製

剤に使用されている添加剤の含有成分はヒトの健康に影響を与えるものとは考えられない。

表 1 添加剤の経口投与における LD₅₀ (参照 5、13、16)

添加剤	対象動物	LD ₅₀ (mg/kg 体重)
デキストリン誘導体	ラット	> 2,000
	イヌ	> 2,000
塩化コリン	ラット	3,400
	マウス	3,900
へペス	ウズラ	316

2. 豚に対する安全性

下記の試験により、本製剤の豚に対する安全性が確認されている。

(1) 豚に対する安全性及びアジュバント消長試験 (参照 4、23)

豚 (LWD 系、3 週齢、去勢雄 3 頭/群) を用いて、本製剤の単回筋肉内注射 (常用量、10 倍量、対照：無投与) 試験を実施し、本製剤の安全性及びアジュバントの消長について検討した。設定した試験群は表 2 のとおりである。

表 2 スパキシム PCV2 の筋肉内接種による安全性及びアジュバント消長試験

試験群	投与量 (mL/頭)	頭数 (頭)	接種後観察期間 (日間)
対照	無投与	3	21
常用量	2	3	
10 倍量	20	3	
アジュバント I	2	3	63 (9 週間)
アジュバント II	2	3	84 (12 週間)
アジュバント III	2	3	112 (16 週間)

常用量及び 10 倍量群ともに一般状態、体温、体重、血液学的検査及び臓器重量に投与に起因する影響は認められなかった。血液生化学的検査において、10 倍量群で、接種 14 及び 21 日後に血清中クロールの有意な低値及びナトリウムの低値傾向が認められたが、腎臓機能の変化及び下痢等の電解質喪失を示唆する一般状態の変化も認められなかったことから臨床特に関心となる変化ではないと考えられた。また、常用量及び 10 倍量群ともにいくつかの項目で変化が認められたものの、いずれも接種前の値と有意差が認められず本製剤接種に起因する影響ではないと判断された。

注射部位については、臨床所見として 10 倍量群の 1 頭に腫脹が接種翌日から 21 日後まで認められたのみであった。接種 21 日後の剖検において、常用量及び 10 倍量群ともに淡褐色部が認められたが、病理組織学的検査では、両群ともにリンパ球と思われる円形細胞やマクロファージ等の炎症性細胞浸潤、線維芽細胞の増生及び脂肪組織の増生が認められた。10 倍量群では、さらにリンパ球の濾胞様浸潤、好中球浸潤及び筋線維変性

も認められたが、線維化は認められなかった。接種 63 日後に剖検したアジュバント I 群では、肉眼で認められた淡褐色部は病理組織学的検査において脂肪組織の増生及び筋線維の変性が認められたのみであり、炎症性細胞浸潤は認められなかった。また、アジュバント II 及び III 群では接種に起因する影響は認められなかった。(表 3)

表 3 注射部位筋肉の剖検及び病理組織学的検査所見

	試験群		常用量	10 倍量	アジュバント I	アジュバント II	アジュバント III
	解剖時点		接種 21 日後		接種 63 日後	接種 84 日後	接種 112 日後
	動物数 (頭)		3	3	3	3	3
剖検	病理組織学的検査	淡褐色部位	3	3	3	0	0
		炎症性細胞浸潤	3	3	0	0	0
		線維芽細胞増生	3	3	0	0	0
		筋線維変性	0	3	1	0	0
		リンパ球濾胞様浸潤	0	2	0	0	0
		好中球浸潤	0	2	0	0	0
		脂肪組織増生	1	3	3	0	0

いずれの投与群においても、病理組織学的検査においてアジュバント残留を示唆する変化は認められなかった。

以上より、本製剤接種により 10 倍量群で血清中クロールの低値及びナトリウムの低値傾向が認められた以外に変化が認められなかったことから、本製剤の常用量の臨床使用において、安全性に問題はないと考えられた。また、接種 84 日後の注射部位ではアジュバント様残留物質は認められなかった。

(2) 豚に対する臨床試験 (参照 4、24)

国内 2 施設において、計 1,241 頭 (ワクチン接種群 619 頭、対照群 622 頭) の子豚に本製剤 (2 mL/頭) を頸部筋肉内に単回接種し、一般状態及び注射部位の観察ならびにそのスコア化により、本製剤の安全性について検討した。なお、対照群には生理食塩水を同量投与した。

一般状態及び臨床スコアでは、投与 4 週間までの臨床スコア及び有害事象の発現頻度において、群間で有意差は認められなかった。また、本製剤接種後、アナフィラキシー及びその他の重篤な異常による死亡は認められず、注射部位の異常はいずれの群においても認められなかった。

以上より、本製剤接種に起因する一般状態及び注射部位の異常が認められなかったことから本製剤の安全性に問題はないと考えられた。

3. その他 (参照 1)

本製剤は、主剤の不活化の確認、マイコプラズマ混入否定試験、無菌試験及び 3~5 週齢の子豚を用いた安全性試験等が規格として設定され、それぞれの試験が実施され問題

のないことが確認された。さらに、これらについては製造方法の中に規定されている。

また、本製剤の製造用株については、原株並びに5代及び7代継代株について、その遺伝的安定性及びカプシドタンパク質発現の安定性が確認されている。

Ⅲ. 食品健康影響評価

上記のように、豚サーコウイルス感染症は人獣共通感染症とはみなされていない。また、本製剤の主剤であるPK-15細胞培養1型-2型キメラ豚サーコウイルスcPCV1-2株は不活化されており、安全性試験及び臨床試験においても、豚に対する病原性を示さないとされている。

アジュバント等の添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の接種量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

また、アジュバント消長試験では、接種84日後においてアジュバントの残留は認められなかった。

以上のことから、本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

<別紙 検査値等略称>

略称	名称
ADI	1日摂取許容量
JECFA	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議
LD ₅₀	半数致死量
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応

<参照>

- 1 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書: スバキシシ PCV2 (未公表)
- 2 恒光裕. “豚サーコウイルス感染症”, 動物の感染症. 小沼操, 明石博臣, 菊池直哉, 澤田拓士, 杉本千尋, 宝達勉編. 第二版, 近代出版, 2006, p183-184
- 3 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシシ PCV2 添付資料: 起源又は開発の経緯 (未公表)
- 4 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシシ PCV2 添付資料: 概要 (未公表)
- 5 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシシ PCV2 追加資料: 1 スバキシシ PCV2 ((財) 化学及血清療法研究所) の治験実施計画書の参考資料 2 より一部抜粋 (未公表)
- 6 食品安全委員会. 食品健康影響評価の結果の通知について (平成 20 年 1 月 10 日付け 府食 23 号): 豚サーコウイルス (2 型・組換え型) 感染症 (カルボキシビニルポリマーアジュバント加) 不活化ワクチン (インゲルバック サーコフレックス), 2008 年
- 7 Opinion of the Scientific Panel on Dietetic products, nutrition and allergies [NDA] related to the Tolerable Upper Intake Level of Boron (Sodium Borate and Boric Acid)
http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_1178620766601.htm
- 8 第 7 版 食品添加物公定書解説書 廣川書店, 1999, D-885-889
- 9 JECFA. TOXICOLOGICAL EVALUATION OF SOME ANTIMICROBIALS, ANTIOXIDANTS, EMULSIFIERS, STABILIZERS, FLOUR-TREATMENT AGENTS, ACIDS AND BASES, 1965, FAO Nutrition Meeting Report Series No.40
- 10 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシシ PCV2 追加資料: 6 SAFC 社製 MEM の培地組成表 (未公表)
- 11 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシシ PCV2 追加資料: 7 塩化ナトリウム MSDS (関東化学) (未公表)
- 12 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシシ PCV2 追加資料: 9 グルコース MSDS (和光純薬) (未公表)
- 13 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシシ PCV2 追加資料: 8 塩化コリン MSDS (ナカライテスク株式会社) (未公表)
- 14 経腸栄養剤 (経口・経管両用) エンシュア・リキッド 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 医療用医薬品の添付文書情報
http://www.info.pmda.go.jp/go/pack/3259109S1025_1_16/
- 15 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシシ PCV2 追加資料: 10 日生研牛呼吸器病 4 種混合生ワクチン 動物用医薬品専門調査会審議結果 (一部抜粋) (未公表)

- 16 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシン PCV2
追加資料：11 HEPES MSDS(シグマ) (未公表)
- 17 最新 医学大辞典 第2版 医歯薬出版株式会社
- 18 ステッドマン医学大辞典 改訂第5版 株式会社メジカルビュー社
- 19 食品安全委員会. 食品健康影響評価の結果の通知について (平成19年6月7日付
け 府食573号)：添加物評価書 ポリソルベート類 (ポリソルベート20, 60, 65,
80), 2007年
- 20 食品安全委員会. 食品健康影響評価の結果の通知について (平成19年10月4日付
け 府食974号)：動物用医薬品評価書 α 溶血性レンサ球菌・類結節症混合(油性
アジュバント加)不活化ワクチン(ノルバックス類結/レンサ Oil)に係る食品健康影
響評価について, 2007年
- 21 食品安全委員会. 16 消安第31号に係る食品健康影響評価の結果の通知について(平
成16年6月17日付け 府食668号の1(別添))：動物用医薬品評価書 豚ボルデー
ラ感染症精製 (アフィニティ-クロマトグラフィ部分精製)・豚パスツレラ症混合不
活化ワクチン (スワイバック AR コンポ2) の食品健康影響評価について, 2004年
- 22 食品安全委員会. 食品健康影響評価の結果の通知について (平成20年4月24日付
け 府食449号)：動物用医薬品評価書 フルニキシンメグルミンを有効成分とす
る牛の注射剤(フォーベット50注射液), 2008年
- 23 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシン PCV2
添付資料：安全性に関する資料 (未公表)
- 24 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 スバキシン PCV2
添付資料：臨床試験 (未公表)

豚サーコウイルス (2 型) 感染症 (1 型-2 型キメラ) (デキストリン誘導体アジュバント加) 不活化ワクチン (案)
(スバキシシ PCV2/スバキシシ PCV2 FDAH)

1. 概要

(1) 品目名：豚サーコウイルス (2 型) 感染症 (1 型-2 型キメラ) (デキストリン誘導体アジュバント加) 不活化ワクチン

商品名：スバキシシ PCV2/スバキシシ PCV2FDAH (スバキシシ PCV2 及びスバキシシ PCV2 FDAH は名称のみが異なる同一製剤である)

(2) 用途：豚サーコウイルス 2 型感染に起因する死亡豚及び発育不良豚の発生率の低減、増体量の低下の改善、臨床症状の改善及びウイルス血症の低減

本剤は、不活化 PK-15 細胞培養 1 型-2 型キメラ豚サーコウイルス cPCV1-2 株を主剤とし、アジュバントとしてデキストリン誘導体アジュバント溶液、保存剤としてチメロサル溶液、溶剤としてヘペス加 MEM 溶液を使用した不活化ワクチンである。

今般の残留基準の検討は、本ワクチンが動物用医薬品として製造販売の承認申請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことによるものである。

(3) 有効成分：不活化 PK-15 細胞培養 1 型-2 型キメラ豚サーコウイルス cPCV1 - 2 株

(4) 適用方法及び用量

3～5 週齢の子豚に 2mL を 1 回、頸部筋肉内に注射する。本剤は屠畜場出荷前 12 週間は使用しないこととされている。

(5) 諸外国の使用状況

本ワクチンはアメリカ、タイ、フィリピン、ブラジル及びパナマで承認されている。

2. 安全性試験結果

3 週齢の豚に単回筋肉内注射してその安全性を検討している。試験群は 1 頭あたり常用量 (注射量 2mL/頭) 及び 10 倍量 (注射量 20mL/頭) を筋肉内

に注射する2群、並びに無投与の対照群の計3群を1群3頭で設定した。さらに、常用量の注射部位におけるアジュバントの消長プロセスを病理学的に検討するため、別途1群3頭からなる3群（アジュバントⅠ～Ⅲ群）を設定した。観察期間は、安全性確認用動物は注射日から21日間とし、その間に一般状態及び注射部位の観察、体温、体重測定、血液学検査、血液生化学検査、及び抗体価測定を行い、観察期間終了後に屠殺し、剖検、器官重量の測定、並びに注射部位について病理組織学検査を行った。また、アジュバント消長確認用動物は、注射後63日（9週）、84日（12週）、112日（16週）の3時点で剖検し、注射部位の剖検及び病理組織学検査を実施した。

その結果、注射部位については、臨床観察において常用量群及びアジュバントⅠ～Ⅲ群の全動物に変化は認められず、10倍量群では1頭のみ注射翌日から観察期終了の注射後21日まで腫脹が認められた。注射後21日に剖検した常用量群及び10倍量群では注射部位筋肉に淡褐色部が認められ、病理組織学的には炎症性細胞浸潤及び繊維芽細胞の増生及び脂肪組織の増生が認められた。また、注射後63日に剖検したアジュバントⅠ群では、肉眼的に淡褐色部、病理組織学的には脂肪組織の増生のみ認められた。注射後84日及び112日に剖検したアジュバントⅡ及びⅢ群では剖検及び病理組織学検査で変化は認められなかった。アジュバントの残留を示唆する特徴的な病理学的変化は認められなかった。

抗体価については、注射前の抗体価が明らかに高値であった常用量群の1頭を除いて、常用量群の2頭及び10倍量群の3頭とも上昇し、被検物質の有効性が確認された。

3. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成21年4月24日付け厚生労働省発食安第0424001号により食品安全委員会あて意見を求めた豚サーコウイルス（2型）感染症（1型-2型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

豚サーコウイルス感染症は人畜共通感染症とはみなされていない。また、本製剤の主剤であるPK-15細胞培養1型-2型キメラ豚サーコウイルスcPCV 1-2株は不活化されており、安全性試験及び臨床試験においても、豚に対する病原性を示さないとされている。

アジュバント等の添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の接種量を考慮すると本製剤の含有成分の接種による健康影響は無

視できると考えられる。また、アジュバント消長試験では、接種 84 日後においてアジュバントの残留は認められなかった。

以上のことから、本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

4. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。

(参考)

これまでの経緯

- 平成 21 年 4 月 24 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準
設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成 21 年 4 月 30 日 第 284 回食品安全委員会(要請事項説明)
- 平成 21 年 5 月 15 日 第 110 回動物用医薬品専門調査会
- 平成 21 年 6 月 25 日 食品安全委員会における食品健康影響評価 (案) の公表
- 平成 21 年 8 月 6 日 第 297 回食品安全委員会 (報告)
食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健
康影響評価について通知
- 平成 21 年 8 月 11 日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 平成 21 年 8 月 21 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬
品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
[委員]

- 青木 宙 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
- 生方 公子 北里大学北里生命科学研究所病原微生物分子疫学研究室教授
- 大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所副所長
- 尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- 加藤 保博 財団法人残留農薬研究所理事
- 斎藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授
- 佐々木 久美子 元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
- 志賀 正和 元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
- 豊田 正武 実践女子大学生生活科学部生活基礎化学研究室教授
- 松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
- 山内 明子 日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
- 山添 康 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
- 吉池 信男 青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
- 由田 克士 国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養
調査プロジェクトリーダー
- 鰐淵 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授
- (○：部会長)

(答申案)

豚サーコウイルス (2 型) 感染症 (1 型-2 型キメラ) (デキストリン誘導体アジュバント加) 不活化ワクチンについては、食品規格 (食品中の動物用医薬品の残留基準) を設定しないことが適当である。

動物用医薬品評価書

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン
ン（アビテクト NB/TM）

2009年8月

食品安全委員会

目次

	頁
○審議の経緯	2
○食品安全委員会委員名簿	3
○食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿	3
○要約	4
I. 評価対象動物用医薬品の概要	5
1. 主剤	5
2. 効能・効果	5
3. 用法・用量	5
4. 添加剤等	5
5. 開発の経緯	5
II. 安全性に係る知見の概要	6
1. ヒトに対する安全性	6
2. 鶏に対する安全性	6
(1) 鶏に対する安全性試験	6
(2) 鶏に対する臨床試験	7
3. その他	8
III. 食品健康影響評価	8
・参照	9

〈審議の経緯〉

- 2009年 4月 24日 農林水産大臣より製造販売の承認に係る食品健康影響評価について要請 (21消安第627号)
厚生労働大臣より残留基準の設定に係る食品健康影響評価について要請 (厚生労働省発食安第0424001号)
関係書類の接受
- 2009年 4月 30日 第284回食品安全委員会 (要請事項説明)
- 2009年 5月 15日 第110回動物用医薬品専門調査会
- 2009年 6月 25日 第291回食品安全委員会 (報告)
- 2009年 6月 25日より 2009年 7月 24日 国民からの御意見・情報の募集
- 2009年 8月 4日 動物用医薬品専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告
- 2009年 8月 6日 第297回食品安全委員会 (報告)
(同日付け農林水産大臣及び厚生労働大臣に通知)

〈食品安全委員会委員名簿〉

(2009年6月30日まで)

見上 彪 (委員長)
小泉 直子 (委員長代理)
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
廣瀬 雅雄
本間 清一

(2009年7月1日から)

小泉 直子 (委員長)
見上 彪 (委員長代理*)
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
廣瀬 雅雄
本間 清一

*: 2009年7月9日から

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿〉

(2008年4月1日から)

三森 国敏 (座長)	
井上 松久 (座長代理)	
青木 宙	寺本 昭二
今井 俊夫	頭金 正博
今田 由美子	戸塚 恭一
江馬 眞	中村 政幸
小川 久美子	能美 健彦
下位 香代子	山崎 浩史
津田 修治	吉田 緑
寺岡 宏樹	

要 約

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（アビテクト NB/TM）について食品健康影響評価を実施した。

本製剤の主剤である発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株は弱毒株であり、病原性復帰は否定されている。鶏伝染性気管支炎は人獣共通感染症とはみなされていない。また、安全性試験及び臨床試験において鶏に対する重篤な影響を示さないとされている。添加剤等については、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

以上のことから、本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

I. 評価対象動物用医薬品の概要

1. 主剤 (参照 1)

主剤は、発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株及び発育鶏卵培養鶏伝染性気管支炎ウイルス TM-86w 株である。本製剤 (乾燥ワクチン) 1 バイアル (1,000 羽分) 中に発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株が $10^{7.5}$ EID₅₀ 以上及び発育鶏卵培養鶏伝染性気管支炎ウイルス TM-86w 株が $10^{6.5}$ EID₅₀ 以上含まれる。

2. 効能・効果 (参照 1)

効能・効果は、ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎の予防である。

3. 用法・用量 (参照 1)

乾燥ワクチンに鶏用乾燥ワクチン溶解用液“化血研”、生理食塩液又は精製水を加えて溶解し、点眼用器具を用いて1羽当たり1滴 (0.03 mL) を点眼投与するか、鶏の日齢に応じた量の飲用水を加えて直接溶解し、飲水投与する。噴霧投与はニューカッスル病ワクチン及び鶏伝染性気管支炎ワクチンを免疫した鶏の追加投与に限定し、4 週齢以上の鶏に1羽分が1羽に噴射されるよう更に生理食塩液、精製水又は飲用水で希釈し、投与する。

4. 添加剤等 (参照 1)

本製剤1バイアル (1,000 羽分) 中に、安定剤として乳糖水和物 (200 mg)、ペプトン (250 mg)、D-ソルビトール (100 mg)、L-アルギニン塩酸塩 (50 mg)、精製ゼラチン (12.5 mg)、保存剤としてベンジルペニシリンカリウム (500 単位)、ストレプトマイシン硫酸塩 (500 µg (力価)) 及び緩衝剤としてリン酸緩衝食塩液 (残量) が使用されている。

5. 開発の経緯 (参照 2~4)

ニューカッスル病はニューカッスル病ウイルスの感染により発症する急性伝染病で世界中に広く分布する。感染鶏の病態は様々で、症状から強毒内臓型、強毒神経型、中等毒型、弱毒型及び無症状腸型に分類される。強毒神経型の致死率は、1 ヶ月齢未満の鶏で 50~90%、成鶏で 5% 程度である。国内では 1965~1967 年に大流行し、1967 年に生ワクチンが初めて導入された。現在は生ワクチンの普及により発生数は激減したが、ワクチン未接種の愛玩鶏や不適直接種群を中心に散発が認められていることから、本病は常在していると考えられる。

鶏伝染性気管支炎は鶏伝染性気管支炎ウイルスの感染により発症する急性伝染病で、感染した鶏は主に呼吸器症状、下痢、腎炎及び産卵低下を引き起こす。鶏伝染性気管支炎ウイルスの感染による気管粘膜への障害はマイコプラズマ、大腸菌等の二次感染をより容易にし、それぞれの単独感染と比較して臨床症状は重篤化する。また、抗原変異を起こしやすく多数の抗原型が存在するため、抗原型の異なるワクチンの複数回投与が一般的である。鶏伝染性気管支炎ウイルスは世界的に分布しており、日本では 1951 年に初めて発生が報告されている。

本製剤は、ニューカッスル病ウイルス生ワクチンと鶏伝染性気管支炎ウイルス生ワクチンを混合化し、同時投与することで複数回投与の煩雑さ及びワクチンプログラム設定の困難さを軽減すること、また、単味ワクチンの用法である飲水投与のほかに、点眼及び噴霧投与を加えて用法を広げることを目的として開発された。

II. 安全性に係る知見の概要

1. ヒトに対する安全性 (参照 4~11)

ニューカッスル病は鶏を主要な宿主とするウイルス感染症で、ヒトが感染鶏に濃厚接触した場合まれに急性結膜炎を起こすことがある人獣共通感染症であるが、本製剤の主剤である発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株は弱毒株であり、本製剤の投与量を考慮すると、食品を通じてヒトの健康に影響を与えるものとは考えられない。

鶏伝染性気管支炎は鶏を主要な宿主とするウイルス感染症で、鶏伝染性気管支炎ウイルスがヒトに感染したという事例は報告されておらず、人獣共通感染症とはみなされていない。(参照 4、5)

本製剤に使用されている添加剤のうち、安定剤として使用されている乳糖水和物、ペプトン、D-ソルビトール、精製ゼラチン、保存剤として使用されているベンジルペニシリンカリウム、ストレプトマイシン硫酸塩、緩衝剤として使用されているリン酸緩衝食塩液は過去に動物用医薬品の添加剤として食品安全委員会で評価されている(参照 6~11)。また、アルギニン はアミノ酸の一種で、安定剤として使用されている L-アルギニン塩酸塩は医薬品、医薬品添加物として使用されている。

以上のことから、本製剤に含まれている添加剤は、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の投与量を考慮すると、ヒトの健康に影響を与えるものとは考えられない。

2. 鶏に対する安全性 (参照 1、4、5、12~16)

下記の試験により、本製剤の鶏に対する安全性が確認されている。また、本製剤の主剤である発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株及び発育鶏卵培養鶏伝染性気管支炎ウイルス TM-86w 株は、既承認ワクチンの製造用株と同一のものである。なお、発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株の病原性復帰は否定されている。発育鶏卵培養鶏伝染性気管支炎ウイルス TM-86w 株の病原性復帰の程度は弱く、元株に比べると病原性は明らかに低いとされている。(参照 1、4、5)

(1) 鶏に対する安全性試験

① 安全性試験 (点眼投与) (参照 12)

鶏 (白色レグホン、7 日齢、雌雄各 10 羽/群) を用いて本製剤の単回点眼投与 (常用量及び 100 倍量、対照: 無処置) 試験を実施し、投与 2 週間後まで観察して本製剤の安全性について検討した。

試験期間中に死亡は認められず、一般状態では常用量群の 18 例、100 倍量群の 15 例にくしゃみ (各群 1 例が中等度、それ以外はごく軽度~軽度) が観察された。体重、剖検及び臓器重量において、本製剤の投与に起因すると考えられる影響は認められなかった。血液学的検査では 100 倍量群で白血球数の低値傾向が認められた。また、病理組織

学的検査では、常用量及び100倍量群にごく軽度から軽度の気管の炎症、眼球及び眼瞼結膜の炎症が認められた。

以上より、本製剤は7日齢の鶏に単回点眼投与した場合、呼吸器系及び投与局所に軽度の影響を及ぼすものの、常用量投与における副作用には重篤なものがなかったことから、常用量投与における影響はワクチンとして許容できる範囲であり、鶏に対する安全性に問題がないと考えられた。

② 安全性試験（経口及び噴霧投与）（参照13）

鶏（白色レグホン、7日齢、雌雄、30羽/群）を用いて本製剤の飲水投与及び噴霧投与（常用量及び100倍量、対照：無処置）試験を実施し、噴霧投与2週間後まで観察して本製剤の安全性について検討した。各投与は1回目の飲水投与（自由飲水）21日後に2回目の噴霧投与を行った。なお、病理組織学的検査は、飲水投与14~15日後及び噴霧投与14日後にそれぞれ雌雄各5羽について実施し、常用量群については100倍量群で投与に起因する影響が認められた組織についてのみ実施した。

試験期間中、100倍量群の雄1例が噴霧投与3日後に死亡した。死亡例の剖検でチーズ様分泌物による気管内腔の閉塞及び軽度の気管支粘膜の赤色化が認められたが、病理組織学的には、気管支炎、気管炎及び気嚢炎が観察され、その変化の質は、同群の生存動物に認められた所見と同一であった。また、悪癖と思われる胸部皮膚の剥離が認められた。

一般状態では、飲水投与後に常用量群の16例にごく軽度又は軽度のくしゃみが観察された。100倍量群の26例にごく軽度又は軽度の、1例に中等度のくしゃみが観察された。噴霧投与後では常用量群の6/20例、100倍量群の8/18例にごく軽度又は軽度のくしゃみが観察されたが、飲水投与後と比べてくしゃみの程度及び頻度は著しく減少した。また、体重、剖検及び臓器重量において、本製剤の投与に起因すると考えられる影響は認められなかった。血液学的検査では飲水投与後の100倍量群で白血球数の低値傾向が認められた。病理組織学的検査では、飲水投与2週間後において常用量及び100倍量群に気管の炎症（固有層のリンパ球浸潤、固有層のリンパ濾胞形成）が認められた。噴霧投与2週間後では気管の炎症（固有層のリンパ球浸潤、固有層のリンパ濾胞形成）、肺内気管支にリンパ濾胞形成が認められた。

以上より、本製剤を鶏の7日齢時に飲水投与し、更に28日齢時に噴霧投与した場合、100倍量群では白血球数の低値傾向、気管支炎、気管支肺炎を起こし死亡する事例も認められたが、常用量投与における副作用には重篤なものがなかったことから、常用量の投与における影響はワクチンとして許容できる範囲であり、鶏に対する安全性に問題はないと考えられた。

（2）鶏に対する臨床試験（参照14~16）

施設A（肉用鶏：チャンキー、雌雄）及び施設B（採卵鶏：ジュリア、雌）において、本製剤の臨床試験を表1の要領で実施し、臨床観察、体重測定、育成率及び産卵成績について検討した。対照薬には、主剤がニューカッスル病ウイルスB1株及び鶏伝染性気管支炎ウイルス練馬株の混合生ワクチンを用いた。

その結果、いずれの試験系の投与群においても臨床観察、体重、育成率及び産卵成績に本製剤の投与に起因すると考えられる影響は認められなかったことから、本製剤の投与は鶏に対して安全であると考えられた。

表 1 鶏に対する臨床試験の実施方法

施設名	試験系 (羽数)	投与方法及び投与量
施設 A	①点眼投与 (232 羽/群)	鶏 (1 週齢*) に本製剤を常用量/ 0.03 mL になるように希釈して単回点眼投与する。
	②飲水投与 (232 羽/群)	鶏 (1 週齢*) に本製剤を常用量/ 7 mL になるように飲用水で希釈して自由飲水投与する。
	③噴霧投与 (231 羽/群)	基礎免疫された鶏 (4 週齢*) に本製剤を常用量/ 100 μ L になるように希釈して、鶏の頭上 30~50 cm から単回噴霧投与する。
施設 B	①点眼投与 (214 羽/投与群、 211 羽/対照群)	鶏 (2 週齢*) に本製剤を常用量/ 0.03 mL になるように希釈して単回点眼投与する。
	②飲水投与 (214 羽/群)	鶏 (2 週齢*) に本製剤を常用量/ 10 mL になるように飲用水で希釈して自由飲水投与する。
	③噴霧投与 (187 羽/投与群、 200 羽/対照群)	基礎免疫された鶏 (5 週齢*) に本製剤を常用量/ 100 μ L になるように希釈して、鶏の頭上 30~50 cm から単回噴霧投与する。

* : 孵化日を 0 日齢とし、n 週齢は $7n \pm 3$ 日齢。1 週齢は 7 ± 3 日齢。

3. その他 (参照 1)

本製剤は、主剤のマイコプラズマ否定試験、サルモネラ否定試験、生菌数限度試験、迷入ウイルス否定試験、鶏を用いた安全性試験等が規格として設定され、それぞれの試験が実施され問題のないことが確認された。さらに、これらについては、製造方法の中に規定されている。

III. 食品健康影響評価

上記のように、本製剤の主剤である発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株は弱毒株であり、病原性復帰は否定されている。鶏伝染性気管支炎は、人獣共通感染症とはみなされていない。また、安全性試験及び臨床試験において鶏に対する重篤な影響は示さないとされている。さらに、添加剤等についても、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

以上のことから、本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

<参照>

- 1 (財)化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書:アビテクトNB/TM (未公表)
- 2 真瀬昌司.“ニューカッスル病”, 動物の感染症. 小沼操, 明石博臣, 菊池直哉, 澤田拓士, 杉本千尋, 宝達勉編. 第二版, 近代出版, 2006, p.202
- 3 野牛一弘 “伝染性気管支炎”, 動物の感染症. 小沼操, 明石博臣, 菊池直哉, 澤田拓士, 杉本千尋, 宝達勉編. 第二版, 近代出版, 2006, p.206
- 4 (財)化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 アビテクト NB/TM: 添付資料 1 起源または開発の経緯 (未公表)
- 5 (財)化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 アビテクト NB/TM: 添付資料 概要 (未公表)
- 6 食品安全委員会.食品健康影響評価の結果の通知について(平成20年6月5日付け, 府食第622号): 動物用医薬品評価書 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症 (G210株) 生ワクチン (“京都微研、ポールセーバーMG) の再審査に係る食品健康影響評価について, 2008年
- 7 食品安全委員会.食品健康影響評価の結果の通知について(平成20年6月5日付け, 府食第621号): 動物用医薬品評価書 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症 (6/85株) 生ワクチン (ノビリスMG 6/85) の再審査に係る食品健康影響評価について, 2008年
- 8 食品安全委員会.食品健康影響評価の結果の通知について(平成18年11月16日付け, 府食第914号): 動物用医薬品評価書 鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン(ノビリス TRT・1000) の再審査に係る食品健康影響評価について, 2006年
- 9 食品安全委員会.食品健康影響評価の結果の通知について(平成20年5月22日付け, 府食第552号): 動物用医薬品評価書 豚オーエスキー病 (gI; tk) 生ワクチン (ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50) , 2008年
- 10 食品安全委員会. 16 消安第31号に係る食品健康影響評価の結果の通知について(平成16年6月17日付け, 府食第669号の1(別添)): 鶏伝染性気管支炎生ワクチン (“京都微研” ポールセーバーIB)の食品健康影響評価について, 2004年
- 11 食品安全委員会. 食品健康影響評価の結果の通知について(平成19年10月4日付け, 府食第974号): 動物用医薬品評価書 α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン (ノルバックス 類結/レンサ Oil) に係る食品健康影響評価について, 2007年
- 12 (財)化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 アビテクト NB/TM: 添付資料 9.1 ニワトリにおける点眼投与による安全性試験 (未公表)
- 13 (財)化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 アビテクト NB/TM: 添付資料 9.2 ニワトリにおける経口及び噴霧投与による安全性試験 (未公表)
- 14 (財)化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 アビテクト NB/TM: 添付資料 14.2 点眼投与による臨床試験 (未公表)
- 15 (財)化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 アビテクト NB/TM: 添付資料 14.1 飲水投与による臨床試験 (未公表)

16 (財) 化学及血清療法研究所. 動物用医薬品製造販売承認申請書 アビテクト NB/
TM : 添付資料 14.3 噴霧投与による臨床試験 (未公表)

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（案）

(アビテクト NB/TM)

1. 概要

(1) 品目名：ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン

商品名：アビテクト NB/TM

(2) 用途：ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎の予防

本剤は、発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株及び発育鶏卵培養鶏伝染性気管支炎ウイルス TM-86w 株を主剤とし、安定剤として乳糖水和物、ペプトン、D-ソルビトール、L-アルギニン塩酸塩、精製ゼラチン、保存剤としてベンジルペニシリンカリウム、ストレプトマイシン硫酸塩及び緩衝剤としてリン酸緩衝食塩液を使用した生ワクチンである。

今般の残留基準の検討は、本ワクチンが動物用医薬品として製造販売の承認申請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことによるものである。

(3) 有効成分：発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株及び発育鶏卵培養鶏伝染性気管支炎ウイルス TM-86w 株

(4) 適用方法及び用量

乾燥ワクチンに鶏用乾燥ワクチン溶解用液“化血研”、生理食塩液又は精製水を加えて溶解し、点眼用器具を用いて1羽当たり1滴(0.03mL)を点眼投与するか、鶏の日齢に応じた量の飲用水を加えて直接溶解し、飲水投与する。噴霧投与はニューカッスル病ワクチン及び鶏伝染性気管支炎ワクチンを免疫した鶏の追加投与に限定し、4週齢以上の鶏に1羽分が1羽に噴射されるよう更に生理食塩液、精製水又は飲用水で希釈し、投与する。

(5) 諸外国の使用状況

本ワクチンは、諸外国では承認されていない。

2. 残留試験結果

対象動物における主剤等の残留試験は実施されていない。

3. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 21 年 4 月 24 日付け厚生労働省発食安第 0424001 号により食品安全委員会あて意見を求めたニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

本製剤の主剤である発育鶏卵培養ニューカッスル病ウイルス MET95 株は弱毒株であり、病原性復帰は否定されている。鶏伝染性気管支炎は、人畜共通感染症とはみなされていない。また、安全性試験及び臨床試験において鶏に対する重篤な影響は示さないとされている。さらに、添加剤等についても、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

以上のことから、本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

4. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。

(参考)

これまでの経緯

- 平成 21 年 4 月 24 日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準
設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成 21 年 4 月 30 日 第 284 回食品安全委員会(要請事項説明)
- 平成 21 年 5 月 15 日 第 110 回動物用医薬品専門調査会
- 平成 21 年 6 月 25 日 食品安全委員会における食品健康影響評価(案)の公表
- 平成 21 年 8 月 6 日 第 297 回食品安全委員会(報告)
食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健
康影響評価について通知
- 平成 21 年 8 月 11 日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 平成 21 年 8 月 21 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬
品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- | | |
|---------|--|
| 青木 宙 | 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授 |
| 生方 公子 | 北里大学北里生命科学研究所病原微生物分子疫学研究室教授 |
| ○大野 泰雄 | 国立医薬品食品衛生研究所副所長 |
| 尾崎 博 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| 加藤 保博 | 財団法人残留農薬研究所理事 |
| 斎藤 貢一 | 星薬科大学薬品分析化学教室准教授 |
| 佐々木 久美子 | 元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長 |
| 志賀 正和 | 元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長 |
| 豊田 正武 | 実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授 |
| 松田 りえ子 | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長 |
| 山内 明子 | 日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長 |
| 山添 康 | 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授 |
| 吉池 信男 | 青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授 |
| 由田 克士 | 国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養
調査プロジェクトリーダー |
| 鰐淵 英機 | 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授 |
- (○：部会長)

(答申案)

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチンについては、食品規格(食品中の動物用医薬品の残留基準)を設定しないことが適当である。

食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法における 「同等以上の性能を有する試験法」の取扱いについて

1. 概要

- 食品に残留する農薬等の成分である物質については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下、「告示」という。）第1食品の部 A 食品一般の成分規格に、一般規則が定められている。
- 告示の一般規則 5から7で不検出とされるものについては、それぞれの試験法（以下、「告示試験法」という。）が告示において定められており、それ以外の代替試験法は認められていない。
- 一方、告示の第1食品の部 D 各条の ○ 穀類、豆類及び野菜（不検出の場合を含む）においては、告示試験法のほか、告示に「掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法」によることができるとされている。
- 試験法を緊急時や加工食品等の食品の多様性に対応できるものとし、また、進歩する分析技術に対応した試験法の利用も可能にするため、告示試験法として「掲げる試験法と同等以上の性能を有する試験法」を追加することとしたい。
- 試験法の採用に当たっては、厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品中に残留する農薬等に関する妥当性評価ガイドラインについて」（平成19年11月15日付け食安発第1115001号）を適用することとし、これにより「同等以上の性能を有する試験法」であることを評価することとする予定。
- なお、試験法の検出限界については、厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条3項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成17年11月29日付け食安発第1129001号）により示されており、今回の告示改正により、検出限界値を変更するものではない。

2. 今後の方針

食品安全委員会の了解を得た上で、告示の改正について、所要の手続きを進めることとする。

○食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月 厚生省告示第370号）

（傍線部分は 改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (1)の表に掲げる農薬等(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料(同条第2項に規定する飼料をいう。)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、食品は(3)から(18)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p>	<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (1)の表に掲げる農薬等(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2第1項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料(同条第2項に規定する飼料をいう。)に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、食品は(3)から(17)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) (3)から(17)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有する試験法</u></p> <p>6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から<u>(11)</u>までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) (3)から(10)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有する試験法</u></p> <p>7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に</p>	<p>(1)～(17) (略)</p> <p>6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から<u>(10)</u>までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>7 6に定めるもののほか、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に</p>

改 正 案	現 行
<p>掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(9)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>(3)から(8)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有する試験法</u></p>	<p>掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(8)までに規定する試験法によつて試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

国民平均、幼小児、妊婦、高齢者別の農産物・畜水産物摂取量
(平成10～12年の国民栄養調査の結果より)

参考資料 1

	1日当たりの農産物摂取量(g)			
	国民平均	高齢者 (65歳以上)	妊婦	小児 (1～6歳)
米 ※米加工品	185.1	188.8	139.7	97.7
小麦	116.8	83.4	123.4	82.3
大麦	5.9	3.6	0.3	0.1
ライ麦	0.1	0.1	0.1	0.1
トウモロコシ	2.5	0.8	2.7	4.3
ソバ	3.7	4.8	1.4	0.8
その他の穀類	0.3	0.3	0.5	0.2
大豆 ※加工品	56.1	58.8	45.5	33.7
小豆類(含インゲン、ササゲ、レンズ)	1.4	2.7	0.1	0.5
エンドウ	0.3	0.4	0.3	0.1
ソラマメ	0.2	0.4	0.1	0.1
ラッカセイ	0.5	0.6	0.2	0.3
その他の豆類	0.1	0.1	0.1	0.1
ばれいしょ	36.6	27.0	39.8	21.3
さといも類(含やつがしら)	11.6	17.3	7.9	5.7
かんしょ	15.7	16.8	13.8	17.7
やまいも(長いも)	2.6	4.3	1.6	0.5
こんにやくいも	12.9	13.4	11.0	5.7
その他のいも類 ※いも類加工品	0.4	0.4	0.8	0.3
てんさい	4.5	4.0	3.4	3.7
さとうきび ※輸入砂糖	13.4	12.1	10.3	11.3
だいこん類(含ラディッシュ)(根)	45.0	58.5	28.7	18.7
だいこん類(含ラディッシュ)(葉)	2.2	3.4	0.9	0.5
かぶ類(根)	2.6	4.2	0.7	0.7
かぶ類(葉)	0.5	1.1	0.3	0.1
西洋ワサビ	0.1	0.1	0.1	0.1
クレソン	0.1	0.1	0.1	0.1
はくさい	29.4	31.7	21.9	10.3
キャベツ(含芽キャベツ)	22.8	19.9	22.9	9.8
ケール	0.1	0.1	0.1	0.1
こまつな	4.3	5.9	1.6	2.0
きょうな	0.3	0.3	0.1	0.1
チンゲンサイ	1.4	1.9	1.0	0.3
はなやさい(カリフラワー)	0.4	0.4	0.1	0.1
はなやさい(ブロッコリー)	4.5	4.1	4.7	2.8
その他のアブラナ科野菜	2.1	3.1	0.2	0.3
ゴボウ	4.5	5.2	2.4	1.6
サルシフィー	0.1	0.1	0.1	0.1
アーティチョーク	0.1	0.1	0.1	0.1
チコリ	0.1	0.1	0.1	0.1
エンダイブ	0.1	0.1	0.1	0.1
しゅんぎく	2.5	3.7	1.9	0.6
レタス(含チシャ、サラダナ)	6.1	4.2	6.4	2.5
その他のきく科野菜	0.4	0.7	0.5	0.1
たまねぎ	30.3	22.6	33.1	18.5
ねぎ(含リーキ)	11.3	13.5	8.2	4.5
ニンニク	0.3	0.3	0.1	0.1
にら	1.6	1.6	0.7	0.7
アスパラガス	0.9	0.7	0.4	0.3
ワケギ	0.2	0.3	0.1	0.1
その他のゆり科野菜	0.9	1.8	0.1	0.1

	1日当たりの農産物摂取量 (g)			
	国民平均	高齢者 (65歳以上)	妊婦	小児 (1~6歳)
にんじん	24.6	22.3	25.1	16.3
パースニップ	0.1	0.1	0.1	0.1
パセリ	0.1	0.1	0.1	0.1
セロリ	0.4	0.4	0.3	0.1
みつば	0.2	0.2	0.1	0.1
その他のせり科野菜	0.1	0.3	0.1	0.1
トマト	24.3	18.9	24.5	16.9
ピーマン	4.4	3.7	1.9	2.0
ナス	4.0	5.7	3.3	0.9
その他のなす科野菜	0.2	0.3	0.1	0.1
きゅうり(含ガーキン)	16.3	16.6	10.1	8.2
かぼちゃ(含スカッシュ)	9.4	11.5	6.9	5.8
しろりり(野菜)	0.3	0.8	0.1	0.1
スイカ(果実)	0.1	0.1	0.1	0.1
メロン類(果実)	0.4	0.3	0.1	0.3
まくわうり(果実)	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.5	0.7	2.3	0.1
ほうれん草	18.7	21.7	17.4	10.1
たけのこ	2.0	1.7	2.6	0.7
おくら	0.3	0.3	0.2	0.2
しょうが	0.6	0.7	0.7	0.2
未成熟えんどう	0.6	0.6	0.7	0.2
未成熟インゲン	1.9	1.8	1.8	1.2
えだまめ	0.1	0.1	0.1	0.1
マッシュルーム	0.3	0.1	0.6	0.2
しいたけ	4.7	4.9	3.8	1.8
その他のきのこ類	9.8	9.9	7.7	4.0
その他の野菜	12.6	12.2	9.6	9.7
みかん	41.6	42.6	45.8	35.4
なつみかん	0.1	0.1	0.1	0.1
なつみかんの皮	0.1	0.1	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.1	0.1	0.1	0.1
レモン	0.3	0.3	0.3	0.2
オレンジ(含ネーブルオレンジ)	0.4	0.2	0.8	0.6
グレープフルーツ	1.2	0.8	2.1	0.4
ライム	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のかんきつ	0.4	0.6	0.1	0.1
りんご	35.3	35.6	30.0	36.2
日本なし	5.1	5.1	5.3	4.4
西洋なし	0.1	0.1	0.1	0.1
マルメロ	0.1	0.1	0.1	0.1
びわ	0.1	0.1	0.1	0.1
もも	0.5	0.1	4.0	0.7
ネクタリン	0.1	0.1	0.1	0.1
アンズ(含アブリコット)	0.1	0.1	0.1	0.1
スモモ(含ブルー)	0.2	0.2	1.4	0.1
ウメ	1.1	1.6	1.4	0.3
おうとう(チェリー)	0.1	0.1	0.1	0.1

	1日当たりの農産物摂取量 (g)			
	国民平均	高齢者 (65歳以上)	妊婦	小児 (1~6歳)
イチゴ	0.3	0.1	0.1	0.4
ラズベリー	0.1	0.1	0.1	0.1
ブラックベリー	0.1	0.1	0.1	0.1
ブルーベリー	0.1	0.1	0.1	0.1
クランベリー	0.1	0.1	0.1	0.1
ハックルベリー	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のベリー類	0.1	0.1	0.1	0.1
ブドウ	5.8	3.8	1.6	4.4
かき	31.4	49.6	21.5	8.0
バナナ	12.6	17.7	8.7	11.3
キウイ	1.8	2.0	1.1	1.3
パパイヤ	0.1	0.1	0.1	0.1
アボカド	0.2	0.2	0.1	0.1
パイナップル	0.8	0.5	0.1	1.0
グアバ	0.1	0.1	0.1	0.1
マンゴー	0.1	0.1	0.1	0.1
パッションフルーツ	0.1	0.1	0.1	0.1
ナツメヤシ	0.1	0.1	0.1	0.1
その他の果実	3.9	1.7	1.4	5.9
ひまわり (種子)	0.1	0.1	0.1	0.1
ゴマ (種子)	1.0	1.4	0.4	0.6
べにばな (種子)	0.1	0.1	0.1	0.1
綿実 (種子)	0.1	0.1	0.1	0.1
なたね	8.4	5.3	8.2	5.0
その他のオイルシード	0.1	0.1	0.1	0.1
ぎんなん	0.1	0.2	0.1	0.1
くり	0.7	0.8	0.1	1.3
ペカン	0.1	0.1	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1	0.1	0.1
クルミ	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のナッツ	0.1	0.1	0.1	0.1
茶	3.0	4.3	3.5	1.4
コーヒー豆	2.6	1.4	1.5	0.1
カカオ豆	0.3	0.2	0.4	0.3
ホップ	0.1	0.1	0.1	0.1
みかんの皮	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のスパイス	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のハーブ	0.1	0.1	0.1	0.1

	1日当たりの畜水産物摂取量 (g)			
	国民平均	高齢者 (65歳以上)	妊婦	小児 (1~6歳)
牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉及び脂肪	56.2	-	59.7	32.4
牛・豚・羊・馬・山羊の食用部分(筋肉及び脂肪を除く)	1.3	-	0.8	0.5
乳	142.7	-	183.1	197.0
家さんの肉類	20.2	-	16.2	18.5
家さんの卵類	40.2	-	-	29.3
魚介類	94.1	-	-	42.8
はちみつ	0.4	0.6	0.6	0.2

	国民平均	高齢者 (65歳以上)	妊婦	小児 (1~6歳)
平均体重(kg)	53.3	54.2	55.6	15.8

食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価結果について

1) 食品健康影響評価結果を受けたもの

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	結果通知年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて取った措置等
1	クロルピリホス	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H16.10.29 H18.07.18	厚生労働省発食安第1029002号 厚生労働省発食安第0718004号	H19.03.22	府食第304号	
2	エチプロストン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016001号	H19.05.31 H21.01.15	府食第535号 府食第43号(一部改訂)	平成21年2月3日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 告示手続中
3	カナマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218005号	H19.05.31	府食第536号	
4	パロモマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112019号	H19.05.31	府食第537号	平成21年3月6日部会審議 WTO通報・パブリックコメント終了
5	ベンジルペニシリン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205012号	H19.05.31	府食第538号	
6	イミダクロプリド	農薬	食品安全基本法第24条第2項 第24条第1項第1号	H18.09.04 H19.02.23	厚生労働省発食安第0904005号 厚生労働省発食安第0223003号	H19.06.14	府食第596号	平成21年5月20日部会審議 平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント募集中
7	フルリドン	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218014号	H19.08.23	府食第801号	
8	フロルフェニコール	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.09.13 H18.07.18 H19.01.12	厚生労働省発食安第0913007号 厚生労働省発食安第0718021号 厚生労働省発食安第0112020号	H19.08.30	府食第822号	平成20年6月20日部会審議 平成20年8月7日部会審議 平成20年10月10日分科会審議 平成20年10月24日部会審議
9	チアンフェニコール	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.09.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第0913004号 厚生労働省発食安第0718019号	H19.10.04	府食第973号	
10	テブフェノジド	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06 H19.03.05	厚生労働省発食安第0806009号 厚生労働省発食安第0305017号	H19.11.08	府食第1106号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	結果通知年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて取った措置等
11	セフォペラゾン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112016号	H19.12.20	府食第1242号	平成21年3月6日部会審議 パブリックコメント終了
12	イミベンコナゾール	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305007号	H19.12.20	府食第1243号	
13	コリスチン	飼料添加物及び動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305025号	H20.01.24	府食第81号	
14	プロチゾラム	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016003号	H20.03.13	府食第279号	平成21年5月20日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報、パブリックコメント募集中
15	インドキサカルブ	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.11.08 H18.07.18	厚生労働省発食安第1108003号 厚生労働省発食安第0718034号	H20.04.03	府食第356号	平成21年7月24日部会審議
16	メタミドホス	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H20.02.12	厚生労働省発食安第0212004号	H20.05.01	府食第475号	平成20年9月19日部会審議
17	ブプロフェジン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821002号	H20.05.15	府食第527号	平成20年7月11日部会審議 平成20年7月30日分科会審議 平成21年7月24日部会審議 パブリックコメント準備中
18	リファキシミン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522008号	H20.06.05	府食第617号	平成21年5月20日部会審議 WTO通報、パブリックコメント募集中
19	トリフロキシストロビン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605003号	H20.08.01	府食第840号	
20	オキサジクロメホン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.06.02 H19.03.05	厚生労働省発食安第0602001号 厚生労働省発食安第0305010号	H20.08.21	府食第905号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報、パブリックコメント募集中

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	結果通知年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて取った措置等
21	ゾキサミド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112009号	H20.08.21	府食第906号	
22	チアゾピル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第00605009号	H20.08.29	府食第926号	
23	メタフルミゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.02.27	厚生労働省発食安第0227001号	H20.08.29	府食第927号	平成21年3月6日部会審議 平成21年3月24日分科会審議 告示手続中
24	アセタミプリド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.02.12	厚生労働省発食安第0212003号	H20.08.29	府食第928号	平成20年12月9日部会審議 平成21年2月3日部会審議 WTO通報・パブリックコメント終了
25	トリルフルアニド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.06.02 H19.06.05	厚生労働省発食安第0602002号 厚生労働省発食安第0605010号	H20.09.04	府食第955号	
26	プロポキシカルバゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112012号	H20.09.04	府食第956号	
27	アセキノシル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.07.13	厚生労働省発食安第0713005号	H20.09.11	府食第984号	平成21年5月20日部会審議 平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント募集中
28	ピリブチカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806011号	H20.09.11	府食第985号	
29	オキサジアゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111001号	H20.09.25	府食第1017号	
30	カルボキシ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305011号	H20.09.25	府食第1018号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて 取った措置等
31	クロフェンセット	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605006号	H20.10.02	府食第1041号	
32	フルフェンピルエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112011号	H20.10.02	府食第1042号	
33	クロラントラニプロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325001号	H20.10.09	府食第1080号	平成21年3月6日部会審議 平成21年3月24日分科会審議 告示手続中
34	ピリプロキシフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.06.02	厚生労働省発食安第0602003号	H20.10.09	府食第1081号	
35	プレチラクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.07.01 H19.09.25	厚生労働省発食安第0701015号 厚生労働省発食安第0925001号	H20.10.09	府食第1082号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント募集中
36	フルアクリピリム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305022号	H20.10.16	府食第1101号	
37	ペンシクロン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.09.13	厚生労働省発食安第0913007号	H20.10.16	府食第1102号	平成21年5月20日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント募集中
38	イミシアホス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.09.04	厚生労働省発食安第0904003号	H20.11.13	府食第1234号	平成21年4月14日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 告示手続中
39	フェリムゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.02.05	厚生労働省発食安第0205003号	H20.11.13	府食第1235号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 パブリックコメント募集中
40	ピラスルホトール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.28	厚生労働省発食安第0828003号	H20.11.20	府食第1265号	平成21年4月14日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 告示手続中

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	結果通知年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて取った措置等
41	EPN	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.02.05	厚生労働省発食安第0205001号	H20.11.27	府食第1290号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント募集中
42	フェノキサニル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.02.05	厚生労働省発食安第0205002号	H20.11.27	府食第1291号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 パブリックコメント募集中
43	フェントラザミド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.02.05	厚生労働省発食安第0205004号	H20.12.04	府食第1314号	平成21年6月19日部会審議 平成21年8月21日部会審議予定
44	ヨウ化メチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.05.23	厚生労働省発食安第0523003号	H20.12.04	府食第1315号	平成21年3月6日部会審議 平成21年3月24日分科会審議 告示手続中
45	ジクロスラム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605007号	H20.12.11	府食第1336号	
46	ヘキサジノン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305023号	H20.12.11	府食第1337号	
47	セフキノム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218009号	H20.12.18	府食第1361号	
48	イミドカルブ	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.19	厚生労働省発食安第0319003号	H20.12.18	府食第1362号	
49	ジクロシメット	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111004号	H20.12.18	府食第1366号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 パブリックコメント募集中
50	メフェンピルジエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605014号	H20.12.18	府食第1367号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	結果通知年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて取った措置等
51	クロルエトキシホス	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311003号	H21.01.08	府食第12号	
52	プロヒドロジャスモン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H20.10.07	厚生労働省発食安第1007004号	H21.01.08	府食第13号	平成21年5月20日部会審議 WTO通報、パブリックコメント募集中
53	プロファム	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605012号	H21.01.08	府食第14号	
54	スピネトラム	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H20.03.03	厚生労働省発食安第0303013号	H21.01.15	府食第44号	
55	トリブホス	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311005号	H21.01.15	府食第45号	
56	ルフェヌロン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.07.25 H18.07.18	厚生労働省発食安第0725001号 厚生労働省発食安第0718012号	H21.01.22	府食第85号	
57	ノバルロン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H20.12.09	厚生労働省発食安第1209001号	H21.02.05	府食第132号	平成21年6月19日部会審議 パブリックコメント募集中
58	メタアルデヒド	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H20.12.09	厚生労働省発食安第1209004号	H21.02.05	府食第133号	
59	ブタミホス	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.04.01 H20.03.25	厚生労働省発食安第0401004号 厚生労働省発食安第0325012号	H21.02.12	府食第145号	
60	ラフォキサニド	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112022号	H21.02.19	府食第168号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	結果通知年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて取った措置等
61	テフリルトリオン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111005号	H21.02.19	府食第169号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント募集中
62	メタラキシル及びメフェノキサム	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522004号	H21.03.05	府食第211号	
63	オキシベンダゾール	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H19.07.13	厚生労働省発食安第0713007号	H21.03.05	府食第212号	
64	シメコナゾール	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H20.10.07	厚生労働省発食安第1007003号	H21.03.12	府食第241号	平成21年7月24日部会審議 WTO通報、パブリックコメント準備中
65	トリフルスルフロンメチル	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H20.03.03	厚生労働省発食安第0303014号	H21.03.19	府食第263号	
66	ピラクロストロピン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H20.12.09	厚生労働省発食安第1209002号	H21.03.19	府食第264号	平成21年7月24日部会審議 WTO通報、パブリックコメント準備中
67	ボスカリド	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H20.12.09	厚生労働省発食安第1209003号	H21.03.19	府食第265号	平成21年8月21日部会審議予定
68	プリミスルフロンメチル	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208009号	H21.03.26	府食第280号	
69	テルデカマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324010号	H21.03.26	府食第278号	平成21年4月14日部会審議 WTO通報、パブリックコメント終了
70	DESTマイシンA	飼料添加物	食品安全基本法第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324011号	H21.03.26	府食第279号	平成21年4月14日部会審議 WTO通報、パブリックコメント終了

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受け て取った措置等
71	メソトリオン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409002号	H21.03.26	府食第281号	平成21年7月24日部会審議 WTO通報、パブリックコメント準備中
72	レピメクチン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305003号	H21.03.26	府食第282号	平成21年7月24日部会審議 WTO通報、パブリックコメント準備中
73	パクロボトラゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.12.04	厚生労働省発食安第1204002号	H21.04.02	府食第312号	
74	ミルベメクチン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.11.08 H18.07.18	厚生労働省発食安第1108002号 厚生労働省発食安第0718033号	H21.04.02	府食第313号	
75	アジムスルフロン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409003号	H21.04.09	府食第344号	
76	シフルフェナミド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325007号	H21.04.16	府食第383号	
77	プロスルホカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821003号	H21.04.16	府食第384号	
78	イプロベンホス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208001号	H21.04.23	府食第412号	
79	イソチアニル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.10.07	厚生労働省発食安第1007001号	H21.04.30	府食第439号	平成21年8月21日部会審議予定
80	エスプロカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120002号	H21.05.14	府食第470号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	結果通知年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて取った措置等
81	スピロテトラマト	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H20.08.18	厚生労働省発食安第0818002号	H21.05.14	府食第471号	
82	クロランスラムメチル	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325006号	H21.05.21	府食第497号	
83	ミクロブタニル	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325016号	H21.05.21	府食第498号	
84	アジンホスメチル	農薬	食品安全基本法第24条第2項	H20.09.09	厚生労働省発食安第0909001号	H21.05.28	府食第527号	
85	ジメテナミド	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.06.02	厚生労働省発食安第0602005号	H21.06.11	府食第568号	
86	クレンブテロール	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016004号	H21.06.18	府食第586号	
87	スピロメシフェン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120004号	H21.06.25	府食第612号	
88	ピフェントリン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120005号	H21.06.25	府食第613号	
89	カルプロフェン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205008号	H21.06.25	府食第614号	
90	ノシヘプタイド	飼料添加物	食品安全基本法第24条第2項	H20.09.12	厚生労働省発食安第0912008号	H21.06.25	府食第615号	平成21年7月24日部会審議

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて 取った措置等
91	プロバモカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.10.21 H18.07.18	厚生労働省発食安第1021002号 厚生労働省発食安第0718030号	H21.07.09	府食第659号	
92	メチオカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205004号	H21.07.09	府食第660号	
93	フルジオキシニル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.25	厚生労働省発食安第0625006号	H21.07.16	府食第682号	
94	フルシラゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806004号	H21.07.16	府食第683号	
95	クロメプロップ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項 第24条第1項第1号	H19.03.05 H20.10.7	厚生労働省発食安第0305014号 厚生労働省発食安第1007002号	H21.07.23	府食第699号	
96	プロチオコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.06.02	厚生労働省発食安第0602004号	H21.07.23	府食第700号	
97	カラゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.07.13	厚生労働省発食安第0713008号	H21.07.30	府食第727号	
98	ピリフルキナゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208002号	H21.07.30	府食第728号	
99	メトラクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.06.17	厚生労働省発食安第0617001号	H21.07.30	府食第729号	
100	鶏コクシジウム感染症(アセルプリナ・テ ネラ・マキシマ)混合生ワクチン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.07.03	厚生労働省発食安0703第3号	H21.08.06	府食第753号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて 取った措置等
101	牛及び豚用インターフェロンアルファ経 口投与剤	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.07.03	厚生労働省発食安0703第2号	H21.08.06	府食第754号	
102	豚サーコウイルス(2型)感染症(1型-2 型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバン ト加)不活化ワクチン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.04.24	厚生労働省発食安第0424001号	H21.08.06	府食第755号	平成21年8月21日部会審議予定
103	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混 合生ワクチン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.04.24	厚生労働省発食安第0424001号	H21.08.06	府食第756号	平成21年8月21日部会審議予定

2)意見聴取を行っているもの

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	備考
1	スピノサド	農薬及び動物用医薬品	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H16.12.22 H17.12.19 H18.07.18	厚生労働省発食安第1222001号 厚生労働省発食安第1219001号 厚生労働省発食安第0718006号	
2	ジコホール	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.02.14 H18.07.18	厚生労働省発食安第0214002号 厚生労働省発食安第0718008号	
3	オルピフロキサシン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.04.11 H18.07.18	厚生労働省発食安第0411002号 厚生労働省発食安第0718011号	
4	1-メチルシクロプロベン	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.08.23	厚生労働省発食安第0823002号	
5	アンピシリン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.09.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第0913003号 厚生労働省発食安第0718018号	
6	ホスホマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.09.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第0913010号 厚生労働省発食安第0718024号	
7	スルファメトキサゾール	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.09.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第0913011号 厚生労働省発食安第0718025号	
8	トリメトプリム	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.09.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第0913011号 厚生労働省発食安第0718026号	
9	セファピリン	動物用医薬品	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.09.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第0913012号 厚生労働省発食安第0718027号	
10	ホルペット	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.12.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第1213002号 厚生労働省発食安第0718035号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
11	ペントキサゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.05.23	厚生労働省発食安第0523002号	
12	タイロシン	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.09.04	厚生労働省発食安第0904002号	
13	フルアジナム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項 第24条第1項第1号	H18.09.04 H19.02.23	厚生労働省発食安第0904007号 厚生労働省発食安第0223005号	
14	ノルフロキサシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016002号	
15	キシラジン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218003号	
16	アモキシシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218004号	
17	ドキシサイクリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218010号	
18	フリラゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218013号	
19	ラクトフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218015号	
20	リンコマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218016号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
21	イマゼタピルアンモニウム塩	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112006号	
22	シクロエート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112007号	
23	ピノキサデン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112010号	
24	クマホス	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112013号	
25	酢酸メレンゲステロール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112015号	
26	メチルプレドニゾン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112021号	
27	スピロキサミン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205003号	
28	アレスリン	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205006号	
29	エリスロマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205007号	
30	クロルマジノン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205009号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
31	スルフィンゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205010号	
32	セファレキシム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205011号	
33	レバミゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205013号	
34	プロパルギット	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305004号	
35	アラクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.04.01 H19.03.05	厚生労働省発食安第0401003号 厚生労働省発食安第0305006号	
36	エトフメセート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305009号	
37	キザロホップエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06 H19.03.05	厚生労働省発食安第0806007号 厚生労働省発食安第0305012号	
38	チジアズロン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305016号	
39	トリチコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305018号	
40	ナラシン	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305026号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
41	モネンシン	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305027号	
42	イソオイゲノール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305028号	
43	イソシンコメロン酸ニプロピル	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305029号	
44	クラブラン酸	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305030号	
45	ケトプロフェン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305031号	
46	ジシクラニル	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305032号	
47	ピペラジン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305033号	
48	メベンダゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305035号	
49	スルファチアゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.19	厚生労働省発食安第0319001号	
50	クロルスロン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.19	厚生労働省発食安第0319004号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
51	スルファジメトキシム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.19	厚生労働省発食安第0319005号	
52	アバメクチン	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409004号	
53	イソキサフルトール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409005号	
54	フェノキシメチルペニシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522006号	
55	ベダプロフェン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522007号	
56	イマザピックアンモニウム塩	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605004号	
57	イマザメタベンズメチルエステル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605005号	
58	スルフエントラゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605008号	
59	フルメツラム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605011号	
60	メソスルフロンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605013号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
61	キャブタン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.25	厚生労働省発食安第0625003号	
62	トリネキサパックエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.25	厚生労働省発食安第0625004号	
63	グルホシネート	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.07.13	厚生労働省発食安第0713006号	
64	ジチアノン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806001号	
65	エトベンザニド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806005号	
66	アルジカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821004号	
67	アルドキシカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821005号	
68	ジクロキサシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.08.28	厚生労働省発食安第0828004号	
69	ジクロメジン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.02	厚生労働省発食安第1002001号	
70	モリネート	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.12	厚生労働省発食安第1012002号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
71	ブタクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.12	厚生労働省発食安第1012003号	
72	アミトロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030001号	
73	ジメタメトリン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030002号	
74	シヘキサチン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030003号	
75	ピリミスルファン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030004号	
76	アゾシクロチン及びシヘキサチン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030005号	
77	ピリミノバックメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.11.09	厚生労働省発食安第1109008号	
78	ピロキロン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.11.27	厚生労働省発食安第1127001号	
79	アセトクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208004号	
80	イソキサジフェンエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208005号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	備考
81	オキシフルオルフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208006号	
82	クロピラリド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208007号	
83	ピコリナフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208008号	
84	フルフェナセット	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208010号	
85	シクラニリド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.03	厚生労働省発食安第0303011号	
86	1,3-ジクロロプロペン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.03.03	厚生労働省発食安第0303012号	
87	アシフルオフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311001号	
88	アミノエトキシビニルグリシン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311002号	
89	酸化プロピレン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311004号	
90	ヒドラメチルノン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311006号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
91	フェンチン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311007号	
92	Sec-ブチルアミン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311008号	
93	プロディファコウム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311009号	
94	ペノキサコール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311010号	
95	ベンダイオカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311011号	
96	オラキンドックス	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311012号	
97	TCMTB	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325002号	
98	イプロバリカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325003号	
99	エタルフルラリン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325004号	
100	塩酸ホルメタネート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325005号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
101	スルホスルフロン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325008号	
102	ノルフルラゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325009号	
103	ピメトロジン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325010号	
104	ピリデート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325011号	
105	フツ化スルフリル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325013号	
106	ベンスルフロンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325014号	
107	ベンフルラリン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325015号	
108	メプロニル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.04.01 H20.03.25	厚生労働省発食安第0401005号 厚生労働省発食安第0325017号	
109	ペンディメタリン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.06.02	厚生労働省発食安第0602006号	
110	トピシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.06.02	厚生労働省発食安第0602008号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
111	フルミオキサジン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.06.17	厚生労働省発食安第0617002号	
112	アセフェート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.07.08	厚生労働省発食安第0708001号	
113	エトプロホス	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.07.08	厚生労働省発食安第0708002号	
114	クロキントセットメキシル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.07.08	厚生労働省発食安第0708003号	
115	クロジナホッププロパルギル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.07.08	厚生労働省発食安第0708004号	
116	テトラコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.07.08	厚生労働省発食安第0708005号	
117	ダイアジノン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.08.18	厚生労働省発食安第0818001号	
118	プロバクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.09.09	厚生労働省発食安第0909002号	
119	アビラマイシン	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H20.09.12	厚生労働省発食安第0912006号	
120	エフロトマイシン	飼料添加物	食品安全基本法 第24条第2項	H20.09.12	厚生労働省発食安第0912007号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
121	メミノストロピン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.12.09	厚生労働省発食安第1209005号	
122	アミスルプロム	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120001号	
123	クロルフェナピル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120003号	
124	フェンチオン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120006号	
125	フラメピル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120007号	
126	アセトアミノフェン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.01.30	厚生労働省発食安第0130001号	
127	エチクロゼート	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H21.02.03	厚生労働省発食安第0203001号	
128	ホキシム	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.03	厚生労働省発食安第0203002号	
129	エチオン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209001号	
130	オキシデメトンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209002号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
131	カルボフラン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209003号	
132	ジクロラン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209004号	
133	ジノカップ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209005号	
134	トリアゾホス	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209006号	
135	フェンプロピモルフ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209007号	
136	ベナラキシル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209008号	
137	ホレート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209009号	
138	エトフェンプロックス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.02.17	厚生労働省発食安第0217001号	
139	モネパンテル	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.03.03	厚生労働省発食安第0303001号	
140	セファゾリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310001号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
141	ダノフロキサシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310002号	
142	ナナフロシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310003号	
143	ピコザマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310004号	
144	ピランテル	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310005号	
145	プリフィニウム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310006号	
146	ピリダリル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324001号	
147	ピリプロキシフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324002号	
148	メトコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324003号	
149	トリフルラリン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324004号	
150	パラチオンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324005号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
151	フェナミホス	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324006号	
152	ジクロロボス及びビナレド	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324007号	
153	アザペロン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324008号	
154	フルベンダゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324009号	
155	フルベンダゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324009号	
156	性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテ リアトキソイド結合物を有効成分とする豚 の注射剤	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.04.24	厚生労働省発食安第0424001号	
157	アゾキシストロピン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.06.08	厚生労働省発食安第0608001号	
158	シフルメトフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.06.08	厚生労働省発食安第0608002号	
159	フルオピコリド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.06.08	厚生労働省発食安第0608003号	
160	プロピリスルフロン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.06.08	厚生労働省発食安第0608004号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
161	メキシフェノジド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.06.08	厚生労働省発食安第0608005号	
162	フェントエート	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H21.06.08	厚生労働省発食安第0608006号	
163	ニューカッスル病・マレック病(ニューカッ スル病ウイルス由来 F蛋白遺伝子導入 マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.07.03	厚生労働省発食安0703第1号	
164	シエノピラフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.08.04	厚生労働省発食安0804第5号	
165	スピネトラム	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.08.04	厚生労働省発食安0804第6号	
166	ピリベンカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.08.04	厚生労働省発食安0804第7号	